令和６年４月作成

令和６年度

教育・保育施設等入所のご案内

〒320－8540　宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市子ども部保育課入所・給付グループ（市役所本庁舎２階）
TEL　028－632－2393・2394
FAX　028－638－8941



Utsunomiya

Miyary since 2006

目　　次

1　教育・保育施設等について・・・・・・・・・・・・・・・・P　1

2　入所の申込みができる基本的な要件について・・・・・・P　2

3　支給認定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P　2

4　申込みから入所までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・P　4

5　入所の申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・P　6

6　郵送による申請について・・・・・・・・・・・・・・・・P　9

7　マイナポータルによる電子申請について・・・・・・・・P　10

8　保育所等への「育児休業明け入所予約制度」について・・P　11

9　送迎保育ステーションについて・・・・・・・・・・・・・P　14

10　広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P　16

11　利用調整について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P　18

12　利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・・P　20

13　利用者負担額（保育料）基準額表（月額）・・・・・・・P　22

14　幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・・・・P　23

15　よくある質問（Q＆A）　・・・・・・・・・・・・・・・P　24

16　入所後のお手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・P　30

17　教育・保育施設等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・P　32

18　位置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P　38

19　その他保育サービスのご案内　・・・・・・・・・・・・P　40

1　教育・保育施設等について

教育・保育施設等とは，「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，居宅訪問型保育事業）」になります。

幼稚園とは

満３歳から小学校就学前までのお子さまが，さまざまな遊びを通した教育を受け，小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが出会う一番初めの学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか，園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。なお，幼児教育に従事する職員は，「幼稚園教諭免許」を有しております。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で，学校教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園には，幼保連携型，幼稚園型，保育所型，地方裁量型の４つの類型があります。

保護者の働いている状況に関わりなく，学校教育・保育を一緒に受けることができます。また，すべての子育て世帯を対象に，子育て相談や親子の交流の場を提供します。

なお，学校教育・保育に従事する職員は，「保育教諭」又は「幼稚園教諭免許」，「保育士資格」のいずれかを有しております。

保育所とは

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。０歳から小学校就学前までのお子さまに，健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。

１日１１時間の開所時間のほかに，園により延長保育や子育て相談，一時預かりなど様々なニーズに応じた保育を実施します。なお，保育に従事する職員は，「保育士資格」を有しております。

地域型保育事業とは

０歳～２歳児までを対象にした，地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

【家庭的保育事業】

家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員５人以下）を対象に，家庭的保育者（保育ママ）の自宅で，保育を実施します。なお，家庭的保育者は，市（町村）長が行う研修を修了した保育士，又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。（家庭的保育補助者は，市（町村）長が行う研修を修了した者です。）

【小規模保育事業】

少人数（定員６人～１９人）を対象に，家庭的保育に近い雰囲気のもと，保育を実施します。

Ａ，Ｂ型は，保育所の配置基準（０歳児は３名，１，２歳児は６名につき職員を１名配置）より１名以上多く職員を配置します。Ｃ型は乳幼児３名につき，１名の職員を配置します。

なお，保育に従事する職員は，Ａ型がすべて「保育士資格」，Ｂ型はその半数以上が「保育士資格」を有しております。Ｃ型は「家庭的保育者」であり，市（町村）長が行う研修を修了した保育士，又は，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。

【事業所内保育事業】

会社内や事業所内の保育施設などで，保育所の配置基準に基づき，従業員のお子さまと，地域のお子さまを一緒に保育します。

なお，利用定員２０名以上の施設において，保育に従事する職員はすべて，「保育士資格」を有しております。利用定員１９名以下の施設の職員は，その半数以上が「保育士資格」を有しております。

【居宅訪問型保育事業】

障がいや疾病などで個別のケアが必要な場合や，施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに，お子さまの自宅で１対１の保育を実施します。

なお，保育に従事する職員は，小規模保育事業のＣ型同様，市（町村）長が認める者です。

2　入所の申込みができる基本的な要件について

○幼稚園，認定こども園の教育部分に申込みをする場合

◇　宇都宮市に居住し，お子様が満３歳（３歳になる誕生日の１日前）を迎えており，就学前であることが要件となります。

○保育所，認定こども園の保育部分，地域型保育事業に申込みをする場合

◇　宇都宮市に居住し，保護者が保育を必要とする事由に該当することが要件となります。

（例）就労の場合，月６４時間以上の就労を常態としていることが最低条件です。

◇　認定こども園・私立保育所・地域型保育事業については生後２か月を経過した翌月から，公立保育所については生後６か月を経過した翌月から入所を希望できます。

（参考）

生まれ月	最短での入所希望月	
	認定こども園・私立保育所・地域型保育事業	公立保育所
４月生まれ	７月入所	１１月入所
５月生まれ	８月入所	１２月入所
６月生まれ	９月入所	１月入所
７月生まれ	１０月入所	２月入所
８月生まれ	１１月入所	３月入所
９月生まれ	１２月入所	４月入所
１０月生まれ	１月入所	５月入所
１１月生まれ	２月入所	６月入所
１２月生まれ	３月入所	７月入所
１月生まれ	４月入所	８月入所
２月生まれ	５月入所	９月入所
３月生まれ	６月入所	１０月入所

※認定こども園については０歳児クラスの受け入れが無い園もありますので，３５ページをご覧ください。

3　支給認定申請について

教育・保育施設（認定こども園や幼稚園，保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業，小規模保育事業等）を利用する場合，保護者の申請により，支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

（１）支給認定区分

認定区分	認定基準	対象	利用施設
１号認定	教育標準時間	満３歳以上で，教育を希望する子ども	認定こども園（教育部分）
			幼稚園
２号認定	保育認定	満３歳以上で，保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所
３号認定（※）	保育認定	満３歳未満で，保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所，地域型保育事業

※　３号認定の支給認定申請は，産後休暇明け５７日目から，保護者が「保育を必要とする事由」に該当し，保育を希望する場合に可能です。
ただし，教育・保育施設等の利用調整は，生後２か月を経過した翌月からとなります。

（2）保育を必要とする事由

2号及び3号認定の支給認定にあたっては，保護者の申請に基づき，以下の基準で認定します。

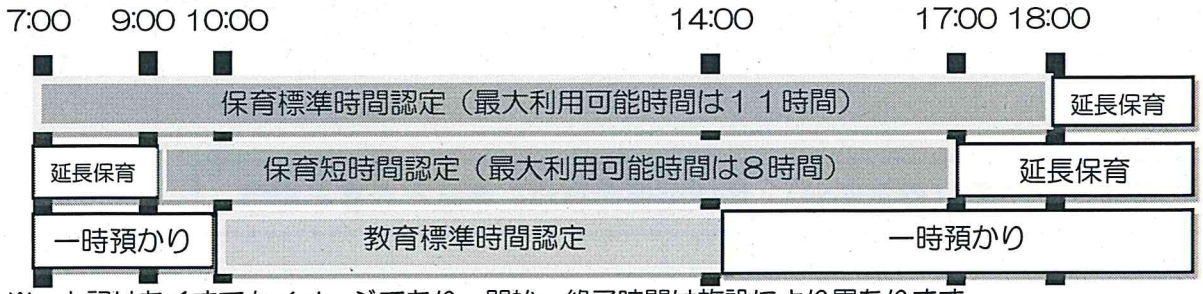
保育を必要とする事由	保育の必要量（時間区分）	認定期間・保育施設に在籍できる期間
① １か月当たり，６４時間以上の就労を常態としていること	保育標準時間（月１２０時間以上の場合） 保育短時間　（月６４時間以上の場合）	事由に該当する期間
② 妊娠中であるか，出産後間もないこと	保育標準時間（希望により短時間も可）	出産予定日の前後２か月の最大５か月間
③ 保護者が疾病，負傷，精神もしくは身体に障がいを有していて，保育が困難であること	保育標準時間（希望により短時間も可）	事由に該当する期間
④ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	保育標準時間（月１２０時間以上の場合） 保育短時間　（月６４時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑤ 就学・技能習得していること	保育標準時間（月１２０時間以上の場合） 保育短時間　（月６４時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑥ 災害復旧にあたっていること	保育標準時間（希望により短時間も可）	事由に該当する期間
⑦ 虐待やＤＶのおそれがあること	保育標準時間（希望により短時間も可）	事由に該当する期間
⑧ 求職活動していること	保育短時間	３か月間
⑨ 育児休業取得時に，既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること（※在園児のみ認定対象）	保育短時間	31ページ参照
⑩ その他，お子さまを保育できない特別な理由があること	市が認める時間区分	事由に該当する期間

（3）保育の必要量の区分

保育施設を利用できる時間は，保護者の「保育を必要とする事由」に応じて，「保育標準時間」（最大利用可能時間は１１時間）と「保育短時間」（最大利用可能時間は８時間）の２つに区分されます。

保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態等に応じて，認定の範囲内で利用することになります。



※　上記はあくまでもイメージであり，開始，終了時間は施設により異なります。

※　「保育短時間」の時間帯は，施設ごとに決定するものであり，利用時間によって延長保育料がかかる場合もあります。施設ごとの「保育標準時間」「保育短時間」の時間帯は，３２ページ以降の「１７　教育・保育施設等一覧表」をご参照ください。

（4）支給認定申請についての注意事項

① 保育を必要とする要件について虚偽の申請を行った場合，過料が科されることがあります。

② 教育・保育施設等の入所後に，退職や育児休業などで上記の要件がなくなった場合や，市外に転出した場合，当月末で退所となる場合もあります。

③ 妊娠・出産要件で申請し入所した場合，要件期間満了後に引き続き在園することを希望されても，教育保育施設等は妊娠・出産要件の満了をもって原則退所となります。

④ 支給認定を受けた保護者の方へ「支給認定証交付通知書」を送付いたします。
「保育施設等利用調整結果通知書」とは異なりますのでご注意ください。

4　申込みから入所までの流れ

幼稚園，認定こども園（教育部分）に申込みをする場合

施設の見学

◇入所を希望される場合は，事前の見学をお勧めします。
見学日時等は，直接，各施設にお問い合わせください。

入所申込み

◇希望施設に直接申込を行います。
申込期限等は，直接，各施設にお問い合わせください。

⇩

内　定

◇施設から入園の内定を受けます。

⇩

支給認定申請

◇施設を通じて市に認定を申請します。
支給認定証は施設を通じて市から交付されます。

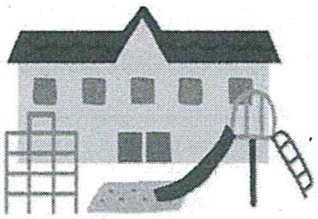
⇩

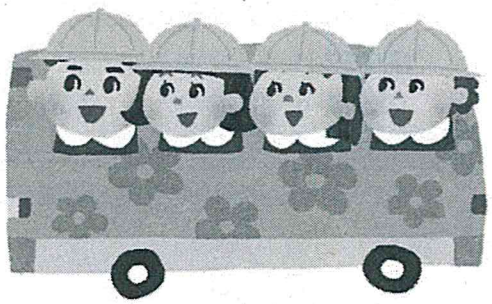
契　約

◇施設と契約をします。

⇩

入　所





保育所，認定こども園（保育部分），地域型保育事業に申込みをする場合

施設の見学

◇入所を希望される方は，事前の見学をお勧めします。
※事前見学されていない場合，利用調整できない場合もあります。
保育内容や保育料以外の費用の徴収の有無などを確認の上，お申込みください。見学日時等は，直接，各施設にお問い合わせください。

⇩

受入れ公表

◇毎月 25 日頃に市ホームページにて，翌々月の入所の受入れ状況を園ごとに公表します。
（令和６年１２月～令和７年３月の入所は，締切日の約１週間前に公表予定）
受入れ状況は，公表時点での目安であり，保育士の配置や教育・保育施設等の状況によって変動することがあります。

支給認定申請
入所申込み

◇ 必要書類（７ページ参照）をすべてそろえ，６ページの入所希望月の申込受付期間中に，申込受付窓口に提出してください。

※ 郵送による申請やマイナポータルを用いた電子申請も可能です。
（９～１０ページ参照）

※ 育児休業明けの場合，復帰される月の前月入所から申込みが可能です。

利用調整

◇ 入所申込み締切後に，教育・保育施設等の利用を希望する方の利用調整を行います。保育の必要性を客観的に審査し，必要性の高い方から，希望の教育・保育施設等の受入可能数の範囲内で，入所者を調整していきます。

内　定　**内定保留**　**あっせん**

◇ 内定となった方には，入所決定月の前月中旬頃，内定した教育・保育施設から，電話連絡があります。

◇ 入所保留となった方のうち，入所申込み時にあっせんの希望を「有」に選択した方には，受入れ枠の余裕がある教育・保育施設等の情報提供をします。希望者のうち，必要性の高い方から，教育・保育施設等の受入可能数の範囲内で，入所者を調整していきます。

◇ あっせんの送付期間については，約１週間程度ですが，選考スケジュールの兼ね合いで短くなる場合があります。予めご了承ください。

結果通知

◇ 内定した場合…『保育施設等利用調整結果通知書』『利用者負担額（保育料）決定通知書』を送付します。該当する方には『宇都宮市利用者負担額（保育料）口座振替依頼書』もお送りいたします。

◇ 入所をお待ちいただく場合…『教育・保育施設等入所保留通知書』を送付します。入所申込みをした月のみの発送となります。ご希望があれば，申し込み月以降も発送できますので，保育課までご連絡ください。
利用調整は翌月以降も継続されます。**書類に変更がなければ申込書類の再提出は不要です。**

※ **内定をキャンセルされた場合，当該月の保留通知を発行することはできませんのでご注意ください。**

◇ 利用調整の結果については，電話でも確認可能です。結果確認の目安は，入所希望月の**前月２０日以降**となります。
（連絡先：０２８－６３２－２３９３・２３９４）

◇ 毎年１１月頃，来年度継続の意向確認があります。保育課から通知を発送しますので，**ご確認いただき来年度も申請を続ける場合は，必要書類をご返送いただきます。**

面　談

◇ 入所決定後に各教育・保育施設等で面談を行います。また，健康診断を受けていただきます。（入所決定後，入所先の施設との面談の際に説明します。）

◇ 『入所』及び『慣らし保育』は月の初日からです。『慣らし保育』は，児童の集団生活への適応などを目的として，徐々に時間を長くしていきます。（年齢や個人の状況に合わせて行います。）

入　所

5 入所の申込みについて

申込受付期間

	入所希望月	窓口での申込受付期間	受入れ状況公表予定
令和6年度	令和6年5月	3月6日（水）～4月5日（金）	3月25日頃
	令和6年6月	4月8日（月）～5月8日（水）	4月25日頃
	令和6年7月	5月9日（木）～6月5日（水）	5月25日頃
	令和6年8月	6月6日（木）～7月5日（金）	6月25日頃
	令和6年9月	7月8日（月）～8月5日（月）	7月25日頃
	令和6年10月	8月6日（火）～9月5日（木）	8月25日頃
	令和6年11月	9月6日（金）～10月7日（月）	9月25日頃
	令和6年12月	10月8日（火）～10月31日（木）	締切日の約1週間前
	令和7年1月		
	令和7年2月	11月1日（金）～11月21日（木）	締切日の約1週間前
	令和7年3月		

※令和7年4月以降の申込受付期間等については令和6年10月以降に公表予定です。

申込場所

◇ 保育課（市役所本庁舎2階D9番窓口）　（午前8時30分～午後7時）
◇ 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（午前8時30分～午後5時15分）
◇ 認定こども園 ・保育所・地域型保育事業　（開園時間内）
↳上記，教育・保育施設にご提出の場合は，申込の期限に余裕を持ってご提出ください。

≪下記①または②に該当される場合は，本庁保育課のみでの受付となります。≫

①	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる方	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる場合は，本庁保育課またはお住まいの市区町村の窓口での受付となります。 お住まいの市区町村の窓口で申込みされる方は，16ページの「10 広域入所について」もご参照ください。
②	面接が必要なお子さま ・直近の乳幼児健診を未受診の方 ・直近の乳幼児健診で『要観察』と母子手帳に記載がある方（健康，要観察どちらにも記載がない場合を含む） ・発達に不安をお持ちの方 ・母子健康手帳を紛失した方 ・発達支援児保育※を希望される方 ・医療的ケア※を必要とするお子さま	左記のいずれかに該当される方は，保育課でお子さまの面接を行いますので事前にお問い合わせください。 医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては，受入準備に時間を要するため，お早めにご相談ください。また，申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます

※発達支援児保育とは

障がいのあるお子さまとないお子さまが共に育ちあうことを目的として，心身に障がいや発達につまずきがあるお子さまに対して，発達の状況に応じた丁寧な関わりを行う保育です。

※医療的ケアとは

たんの吸引や経管栄養等，日常生活を送る上で必要不可欠な生活を援助する医療的行為のことで，ケアを行うのは看護師等の特定の人に限られており，事前に保育課との相談等が必要です。

必要な書類

各種申請書・届出書一覧HP→

◇　下記のうち，該当する書類をすべてそろえて，ご提出ください。

必　要　書　類			☑
全員提出が必要	支給認定申請書・ 入所（園）申込書	申込みするお子さまの人数分必要です。世帯全員分のマイナンバーの記載が必要です。	
	保育を必要とする状況の確認書類	父・母それぞれ必要です。８ページの「保育を必要とする要件と書類等について」をご参照ください。 ※きょうだい同時申請の場合，保育を必要とする状況の確認書類（就労証明等）は原本とコピーの使用が可能です。	
	健康状況申告書	申込みするお子さまの人数分必要です。	
持参が必要	【重要】個人番号（マイナンバー）確認書類		
	世帯全員の個人番号が確認できる書類（①～④のいずれか）	① マイナンバーカード	
		② マイナンバー通知カード	
		③ 個人番号通知書	
		④ 個人番号記載の住民票の写し	
	申請者の身元が確認できる書類	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等，顔写真付きの身分証明書にて住所や氏名を確認します。	

※教育・保育施設等の入所申込の手続きには，「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」に基づき，「支給認定申請書・入所（園）申込書」へのマイナンバーの記載及び窓口での番号確認が必要です。

該当する場合に提出が必要		☑
父母が離婚前提で別居中	⑴　世帯状況の申立書（様式は任意のもので構いません） ⑵　離婚調停中であることが分かる書類 （裁判所からの調停期日通知書等） ※⑴と⑵の両方の提出ができない場合，父母両方の要件書類が必要となります。	
外国籍の方	在留カードまたは特別永住者証明書の写し（表面・裏面）	
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書	

入所申込み後に，保護者の婚姻，離婚，転居等により家庭状況が変わった場合や保護者の勤務先等に変更があった場合は，すみやかに保育課までご連絡ください。
（利用調整の際の合計指数などに影響する場合があります。）

◇　保育を必要とする要件と書類等について

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
①　１か月当たり，６４時間以上の就労を常態としていること	就労証明書（簡易版） ※自営業の場合，開業届出書や営業許可証，確定申告書の写しなど，客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
②　妊娠中であるか，出産後間もないこと（出産予定日の前後２か月の最大５か月）	新生児の母子健康手帳の写し （表紙及び出産予定日が分かるページ）
③　保護者が疾病，負傷，精神または身体に障がいを有していて，保育が困難であること	（１）医師の診断書　（保育が困難と判断できる診断書） （２）障害者手帳・療育手帳等の写し（氏名と障がいの程度が分かるページ） ※（１）または（２）のどちらかをご提出ください。
④　同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護または看護していること	（１）医師の診断書等，被介護者の介護・看護 の必要性が分かるもの （２）介護計画表（市様式） ※（１）と（２）の両方をご提出ください。
⑤　就学・技能習得していること	（１）学生証（在学証明書）の写し，受講の証明ができるもの （２）カリキュラム表等，日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの ※（１）と（２）の両方をご提出ください。
⑥　災害復旧にあたっていること	り災証明書等
⑦　虐待やＤＶのおそれがあること	第三者機関の証明
⑧　求職活動していること	（１）求職活動専念申立書（市様式） （２）ハローワークカード・雇用保険受給証明書の写し ※（２）は所持している場合のみご提出ください。
⑨　その他，お子さまを保育できない特別な理由があること	市が必要とする書類

※就労証明書や医師の診断書等，証明日の記載が必要な書類に関しては入所希望月から半年以内に証明されたものが有効です。　（例）令和６年５月入所申込の場合，令和５年１１月１日以降の証明日

※各種証明書の内容について，発行元に問い合わせる場合がありますので，ご了承ください。

6　郵送による申請について（市内在住者のみ）

入所を希望する月の受付期間をご確認いただき，提出書類チェックシート及び申込書類をすべて同封し，封筒の表面に朱書きで「保育所入所申込書在中」と記載のうえ，下記の郵送先へ送付してください。（締切日必着分までを受付します。）

郵送先

〒320－8540　宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課　入所・給付グループ　行

	入所希望月	郵送による申込受付期間
令和6年度	令和6年5月	3月6日（水）～3月25日（月）必着
	令和6年6月	4月8日（月）～4月25日（木）必着
	令和6年7月	5月9日（木）～5月24日（金）必着
	令和6年8月	6月6日（木）～6月25日（火）必着
	令和6年9月	7月8日（月）～7月25日（木）必着
	令和6年10月	8月6日（火）～8月23日（金）必着
	令和6年11月	9月6日（金）～9月25日（水）必着
	令和6年12月	10月8日（火）～10月18日（金）必着
	令和7年1月	
	令和7年2月	11月1日（金）～11月14日（木）必着
	令和7年3月	

郵送による申込受付期間

【郵送での注意事項】

- 郵送での受付期間は窓口の受付期間とは異なりますのでご注意ください。
- 郵便事故について、宇都宮市では一切責任を負いませんので，簡易書留等，追跡可能な郵送方法を推奨します。
- 申込受付期間外に到着した場合，入所希望月の翌月からの入所選考となる場合があります。
- 郵送での申請は，宇都宮市にお住まいの方が対象です。また，市外にお住まいの方で，宇都宮市の保育施設の利用を希望する場合は，お住まいの自治体の窓口にご相談ください
（広域入所の詳細は16～17ページの「10 広域入所について」もご参照ください）。
- 「提出書類チェックシート」（宇都宮市ホームページに掲載）を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
- 提出書類に不備または不足書類があった場合，電話で連絡します。不足書類については，窓口申請の受付締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は，入所希望月の利用調整の対象外となる場合があります。
また，認定事由に該当しないと判断した場合，利用調整にかからない場合があります。
- 面接が必要なお子さま（6ページ参照）は本庁保育課に来庁が必要になります。

7　マイナポータルによる電子申請について（市内在住者のみ）

◇　マイナポータル「ぴったりサービス」を用いた電子申請での受付を行っています。
電子申請を利用される場合には，入所を希望する月の受付期間を確認のうえ，「マイナポータル（ぴったりサービス）」から申請してください。また，具体的な申請方法等につきましては，宇都宮市ホームページをご確認ください。

▶マイナポータルサイト：https：//myna.go.jp/

電子申請による申込受付期間

	入所希望月	電子申請による申込受付期間
令和6年度	令和6年5月	3月6日（水）～3月25日（月）
	令和6年6月	4月8日（月）～4月25日（木）
	令和６年７月	５月９日（木）～5月24日（金）
	令和6年8月	６月６日（木）～6月25日（火）
	令和6年9月	７月8日（月）～7月25日（木）
	令和6年１０月	８月６日（火）～8月23日（金）
	令和6年１１月	９月６日（金）～9月25日（水）
	令和６年12月	10月８日（火）～10月18日（金）
	令和７年１月	
	令和７年２月	11月１日（金）～11月14日（木）
	令和７年３月	

【電子申請での注意事項】

・電子申請での受付期間は窓口の受付期間とは異なりますのでご注意ください。
※電子申請の締切りは，申込受付期間終了日の２３時５９分までとなります。
・申込受付期間外に到着した場合，入所希望月の翌月からの入所選考となる場合があります。
・電子申請での申請は，宇都宮市にお住まいの方が対象です。なお，広域入所をご希望の場合は郵送での申請はできません。また，市外にお住まいの方で，宇都宮市の保育施設の利用を希望する場合は，お住まいの自治体の窓口にご相談ください（広域入所の詳細は１６～１７ページの「１０ 広域入所について」もご参照ください）。
・「提出書類チェックシート」（宇都宮市ホームページに掲載）を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
・提出書類に不備または不足書類があった場合，電話で連絡します。不足書類については，窓口申請の受付締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は，入所希望月の利用調整の対象外となる場合があります。また，認定事由に該当しないと判断した場合，利用調整にかからない場合があります。
・面接が必要なお子さま（６ページ参照）は本庁保育課に来庁が必要になります。

8　保育所等への「育児休業明け入所予約制度」について

◇　入所予約制度について

お子さまが満１歳になる月又はその翌月中に育児休業（法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業を含む）から復職する方を対象に、早期に保育所等への入所申込ができ、結果が早く分かる、「育児休業明け入所予約制度」を実施しています。

（1）申込み・手続きの流れ

申込の条件	・保護者が、児童が満１歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し，休業前の職場に育児休業から復職する予定であること。 （産休中や育休中に退職したときは，入所予約取消となります。） ・入所希望月の翌月中に復職する予定であること。 ※各月初日生まれの児童は満１歳に達する翌日に復職する場合のみ，前々月の予約入所申請が可能。 ・児童及び保護者の住民登録が宇都宮市にあること。 （申込み時点で宇都宮市に住民登録がない場合は，申込みできません。） （入園前に市外へ転出したときは，入所予約取消となります。） ・通常入所申込みを行っていないこと。 **※通常入所と重複する場合も，予約入所と通常入所の併願はできませんので御注意ください。**（既に市内及び市外保育所へ申込みしている場合は，通常入所申込みを取下げしてもらう必要があります。） ・**申込までに希望施設に事前見学又は見学予約をしていること。（事前見学，見学予約をされていない園は希望できません。）** ・乳幼児健診（１か月健診）を受診済であること。 ※障がいや発育上の心配があるときは，申込みの前に入所希望する保育施設や保育課へ必ずご相談ください。 ・入所予約で内定した場合，原則内定キャンセルをしないこと。
入所希望可能月	児童が満１歳に達する日の前月，または当月 ※期間について次ページ参照
対象施設	０歳児クラスのある保育所（公立・私立）・認定こども園・地域型保育事業
申込方法	・窓口申請（保育課、地区市民センター（平石・富屋・姿川・河内）） ・郵送申請 ※入所予約の申込は，各保育所や認定こども園等では受付できません。
必要書類	・育児休業明け予約申込書・同意書【入所予約制度用】 ・保育を必要とする状況の確認書類 （父・母それぞれ必要です。８ページ「保育を必要とする要件と書類等について」をご参照ください。） ・健康状況申告書 ・申請者の身元が確認できる書類（７ページ）「個人番号（マイナンバー）確認書類」参照
入所予約選　考	通常の入所選考と同様に，「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき，入所予約選考を行います。
結果の通知	入所希望月の７か月前に，入所予約の利用調整結果の通知を送付します。 **【入所予約が内定した場合】** ⇒利用調整結果のお知らせに記載される期日までに，指定の書類を提出してください。（７ページ「必要な書類」をご参照ください。） **【入所予約ができなかった場合】** ⇒引き続き入所を希望する場合，通常入所申込みへ新たに申請していただく必要があります。入所月に応じた通常申込締切日までに，再度必要書類を揃えて申込をしてください。（６～７ページをご参照ください。）

（2）申込受付期間

○入所希望月はお子さまの出生月と復職日に合わせてお選びください。

お子さまの出生月	入所希望可能月	申込期間	
		窓口申請	郵送申請(締切日必着)
１２月生 (令和５年１２/２～１/１)	令和６年１２月	令和６年　３/　１(金)～ 令和６年　４/３０(火)	令和６年　３/　１(金)～ ４/２３(火)
１月生 (令和６年　１/２～２/１)			
１月生 (令和６年　１/２～２/１)	令和７年１月	令和６年　４/　１(月)～ 令和６年　５/３１(金)	令和６年　４/　１(月)～ ５/２４(金)
２月生 (令和６年　２/２～３/１)			
２月生 (令和６年　２/２～３/１)	令和７年２月	令和６年　５/　１(水)～ 令和６年　７/　１(月)	令和６年　５/　１(水)～ ６/２４(月)
３月生 (令和６年　３/２～４/１)			
３月生 (令和６年　３/２～４/１)	令和７年３月	令和６年　６/　３(月)～ 令和６年　７/３１(水)	令和６年　６/　３(月)～ ７/２４(水)
４月生 (令和６年　４/２～５/１)			
４月生 (令和６年　４/２～５/１)	令和７年４月	令和６年　７/　１（月）～ 令和６年　９/　２（月）	令和６年　７/　１（月）～ ８/２６（月）
５月生 （令和６年　５/２～６/１）			
５月生 （令和６年　５/２～６/１）	令和７年５月	令和６年　８/　１（木）～ 令和６年　９/３０（月）	令和６年　８/　１（木）～ 令和６年　９/２５（水）
６月生 （令和６年　６/２～７/１）			
６月生 （令和６年　６/２～７/１）	令和７年６月	令和６年　９/　２（月）～ 令和６年１０/３１（木）	令和６年　９/　２（月）～ 令和６年１０/２５（金）
７月生 （令和６年　７/２～８/１）			

（3）注意事項

○育児休業からの復職日の記載については，以下を参考にして下さい。

例：令和６年３月生まれの場合

お子さまの誕生日	入所希望可能月	育児休業復職日	備考
令和６年　3/1	令和７年１月	令和７年　3/１のみ	3/２以降の復職は×
	令和７年２月	令和７年　3/１～ 令和７年　3/３１	満１歳になるまでは育児休業を取得すること。 （3/1 より前の復職は×）
令和６年　3/2	令和７年２月	令和７年　3/２～ 令和７年　3/３１	４/１以降の復職は×
	令和７年３月	令和７年　3/２～ 令和７年　４/３０	満１歳になるまでは育児休業を取得すること。 （3/2より前の復職は×）
令和６年　3/３１	令和７年２月	令和７年　3/３１のみ	４/１以降の復職は×
	令和７年３月	令和７年　3/３１～ 令和７年　４/３０	満１歳になるまでは育児休業を取得すること。 （3/３１より前の復職は×）

※復職日が職場の休業日にあたる場合は，実際の勤務開始日が翌営業日でも問題ございません

○通常入所への移行について

予約入所でお申込みされる場合，同時期の通常入所にはお申し込みができませんのでご注意ください。
予約入所で内定が決まらず，通常入所に移行する場合，通常入所期間（６ページ参照）に
申請書類（７ページ参照）を揃えていただき，新たに申請してください。

○その他

- 本市のホームページにて、入所予約の受入状況を園ごとに公開します。受入状況は、公表時点での目安であり、保育士の配置や教育・保育施設等の状況によって変動することがあります。
- 予約による入所可能数は若干名であるため、**申請者全員が予約できるとは限りません。**
- 予約入所で内定が決まった場合，**原則内定キャンセルができませんのでご注意ください。**
  やむを得ず内定キャンセルする場合，早急に保育課までご連絡ください。

入所予約制度に関する情報につきましては，宇都宮市ホームページをご確認ください。

“宇都宮市ホームページ：保育所等への「育児休業明け入所予約制度」”
https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kosodate/hoiku/nyusho/1030336/index.html

9　送迎保育ステーションについて

◇ 送迎保育について

送迎保育ステーションにおいて朝・夕にお子さまを預かり，専用バスにてお子さまが在籍する施設へ送迎を行うものです。

（1）対象となる児童

宇都宮市より２号認定を受け，下記（４）送迎先施設に**入所している**又は**入所を予定**している３歳児クラス以上のお子さま

※　新２号認定や他市町村において２号認定を受けているお子さまはご利用いただけません。

（2）送迎保育ステーション「未来」について

住所	実施日・時間	定員	お問合せ先
宇都宮市東宿郷 ２－１８－２ サンライズ宇都宮 １階	月曜日～金曜日 7:00～20:00	３０名 (３・４・５歳児 各１０名程度)	Tel：028-680-5207 施設見学実施中です！ 詳しくはこちら→

（3）利用料金（生活保護世帯・市民税非課税世帯・里親等は０円）

月額：2,000 円

延長利用料（１８時以降）：日額２５０円又は月額 2,800 円（事前選択制）

（4）送迎先施設（令和６年４月時点）

宇都宮保育園	御幸保育園
今泉保育園	宇都宮大学まなびの森保育園
不動前保育園	あさひの保育園
ようとう保育園	ひので保育園
認定うつのみやこども園東うつのみや保育園	認定こども園さくらが丘
認定こども園清愛幼稚園	松ヶ峰幼稚園認定こども園
認定こども園愛隣幼稚園	

令和６年４月から新規拡大	
しらとり保育園	ひばり保育園
東峰保育園	ひのおか保育園
認定こども園さくらんぼ幼稚園	認定こども園Hinooka　Preschool陽の丘幼稚園
認定みどりこども園	

（5）申込受付期間

６ページの「申込受付期間」（郵送の場合は９ページの「６ 郵送による申請について」）に記載のある申込受付期間（窓口・郵送それぞれの申込受付期間）内に市保育課へ送迎保育ステーションの申請書及び健康状況申告書をご提出いただきます。

保育課窓口での受付期間は６ページ（郵送の場合は９ページ）を参照してください。なお，電子申請での申込は対象外となっておりますので窓口又は郵送でお申込みください。

（6）申請書提出先

ア　<u>送迎先施設への入所の申請を初めて行う場合</u>：入所の申込みと一緒に送迎保育ステーションの申請書をご提出ください。

イ　<u>送迎先施設にすでに入所している場合</u>：在籍園を通じて申請書及び健康状況申告書をご提出ください。

ウ　<u>送迎先施設へ転園を希望する場合</u>：在籍園を通じて転園に必要な申請書類と送迎保育ステーションの申請書をご提出ください。

エ　<u>送迎先施設の入所申込済（利用調整中）の場合</u>：送迎保育ステーションの申請書を保育課までご提出ください。

（7）利用開始までの流れ

送迎保育ステーションの申請書を受領後，４・５ページ「４　申込みから入所までの流れ」に記載の利用調整と同時に送迎保育ステーションの利用調整を行い，利用が決定した際は，送迎保育ステーションから電話連絡があります。後日，利用に向けて送迎保育ステーション職員との面談があります。また，市からは決定通知を発送します。なお，利用開始は月の初日からです（慣らし保育がある場合は，慣らし保育期間の終了からご利用いただけます。慣らし保育期間については，入所される施設にご確認ください。）。

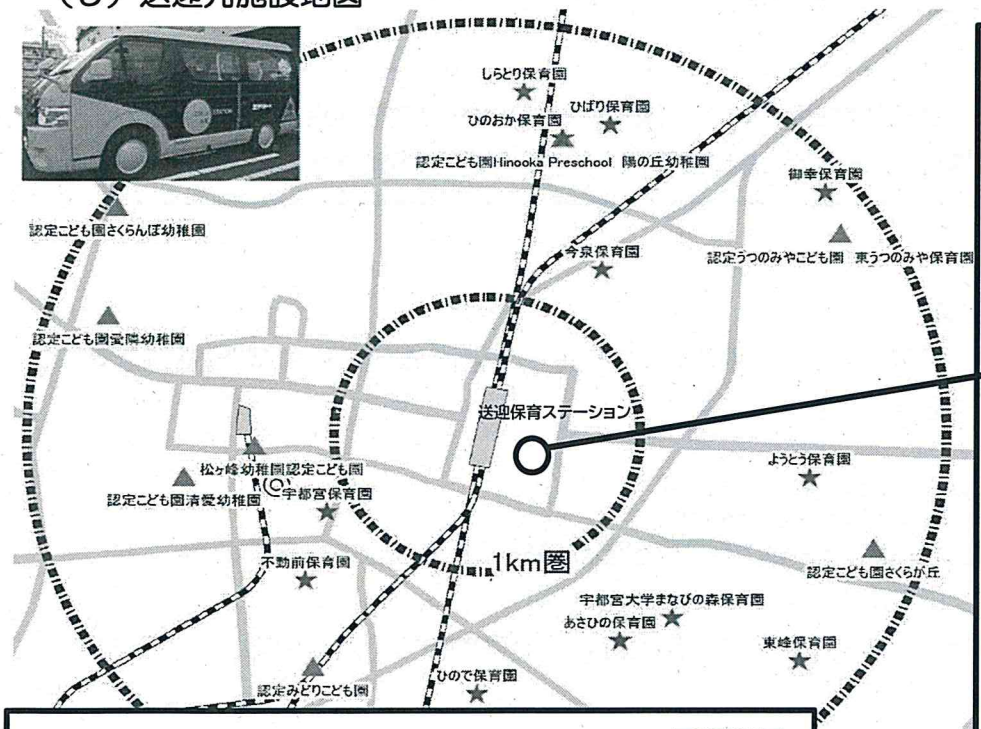
（8）送迎保育ステーション利用日の流れ

７：００　８：００　９：００　１６：００　１７：００　１８：００　２０：００

送迎保育ステーションにて預かり	送迎バスで在籍園へ移動	在籍園での保育	送迎バスで在籍園から移動	送迎保育ステーションにて預かり	延長利用

※　送迎保育ステーションのバスは定められた時間の一往復のみとなります。
朝又は夕方のみの利用も可能ですが，利用料金は変わりません。

（9）送迎先施設地図



送迎ステーションの写真





送迎保育ステーションについてのお問い合わせ先
子ども部保育課企画グループ：028-632-2384

10　広域入所について　※（郵送・電子申請は不可）

広域委託・・・「宇都宮市民」の方が　市外の保育施設　を申込む場合

宇都宮市にお住まいの方が，市外に転出する予定がある，または勤務地がある等の理由から，市外の保育施設の利用を希望する場合は，宇都宮市役所保育課にて申込みを受け付けています。

【申込み・選考の流れ】

支給認定申請
入所申込み

◇ **希望保育施設のある市区町村の保育施設担当課**に，転出予定の有無や希望する理由等をお伝えいただき，申込みの要件に該当する場合は，申込期間をご確認のうえ，必要書類をご用意ください。
◇ 申込場所：『宇都宮市役所　保育課』のみ
◇ 申込期間：希望施設のある市区町村の締切日１週間前まで
◇ 書類の様式：原則宇都宮市の様式をご利用いただきます。
ただし，市外に転出予定がある方のみ，転出先市区町村の様式での受付も行っております。

協議
（申請書類の送付）

◇ 宇都宮市が申込書類を確認し，希望保育施設のある市区町村へ協議します。
◇ 協議先の市区町村が選考を行います。

回答

◇ 協議先の市区町村から，宇都宮市に選考結果が届きます。

結果の連絡

◇ 宇都宮市から保護者へ選考結果を通知します。

ただし，宇都宮市内及び市外の併願で，どちらか一方でも内定キャンセルをされた場合は，その月の保留通知は出ませんのでご注意ください。

【申込みの際の注意事項】

① 市外に転出予定がある方

◇ 転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い，転出先市区町村の保育施設担当課で新たに保育施設の利用申込手続きを行ってください。

② 転出予定がない方（市外に勤務地がある等）

◇ **希望保育施設がある市区町村にお住まいのお子さまが優先**で選考が行われますので，優先度が低くなります。ご了承のうえお申込みください。
◇ 広域入所は**単年度契約**です。年度末までの利用となり，就学前まで利用できるとは限りません。

広域受託・・・「市外にお住まい」の方が　宇都宮市の保育施設　を申込む場合

市外にお住まいの方が，宇都宮市の保育施設等の利用を希望する場合，『宇都宮市に転入予定』または，『宇都宮市に勤務地がある』『宇都宮市が通勤経路上に含まれる』『里帰り出産』の場合は申し込みが可能です。

転入予定の場合

☆申込み受付期間は，６ページ参照

	①お住まいの自治体を通して申請する方法	②宇都宮市役所保育課に来庁し，直接申請する方法
必要書類の様式	宇都宮市の様式（７ページ参照）でも お住まいの自治体の様式でも どちらでも申請可能 ※お住いの自治体の保育施設入所関係係に相談してください。	宇都宮市の様式（７ページ参照）のみ
追加書類	⑴家やアパートの売買・賃貸契約書等の写し（転入先住所、転入時期がわかるもの） ⑵転入に関する申立書　（任意の様式） （入所希望月の前月末日までに宇都宮市に転入することを誓約するもの） ⑴または⑵のいずれかをご提出ください。	
転入後の手続き	必要書類一式を宇都宮市の様式で 書き換えが必要	窓口又は電話にて転入したことの報告のみ

転入予定がない場合

以下の条件に該当する必要があります。

①勤務地が宇都宮市内
②宇都宮市が通勤経路上に含まれる
③里帰り出産

申込みは**【お住まいの自治体の様式】**を用意し，**【お住まいの自治体を通して】**申請してください。

【申込みの際の注意事項】

◇ **宇都宮市にお住まいのお子さまが優先**で選考を行いますので，市外にお住まいの方は優先度が低くなります。ご了承のうえお申込みください。

◇ 広域入所は**単年度契約**です。年度末までの利用となり，就学前まで利用できるとは限りません。

11　利用調整について

利用調整とは，２号認定，３号認定を受けたお子さまの入所（利用）にあたり，利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類（就労証明書等）」や世帯状況に基づき，保育の必要性を客観的に審査し，その必要性の高いお子さまから，各保育所などの受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

入所選考の方法は，保護者の就労状況やお子さまの状況などを「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき指数化し，合計指数が高いお子さまから入所（利用）者を決定していきます。

【基準指数表】　　**「宇都宮市保育の実施選考基準」**

No.	種別	保護者（父母）の状況			指数	実施期間
1	就労	月１６０時間以上の就労を常態			10	最長就学前までの，保育を必要とする期間
		月１４０時間以上の就労を常態			9	
		月１２０時間以上の就労を常態			8	
		月１００時間以上の就労を常態			7	
		月　８０時間以上の就労を常態			6	
		月　６４時間以上の就労を常態			5	
2	妊娠 出産	妊娠・出産 （切迫流産などは疾病として扱う）			7	出産予定月の前後2か月の期間
3	疾病	入院1ヶ月以上			10	最長就学前までの，保育を必要とする期間
		居宅内療養	常時病臥		10	
			精神疾患	重度の症状	10	
				上記以外の程度	8	
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	8	
	障がい	身体障がい者手帳を有し１・２級程度			10	最長就学前までの，保育を必要とする期間
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1，１・2級程度			10	
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度，3級程度			8	
		身体障がい者手帳を有し3級程度			6	
		身体障がい者手帳を有し4～6級程度			4	
4	同居親族の介護	施設等の付添い			就労時間に準ずる	最長就学前までの，保育を必要とする期間
		居宅介護	重度障がい者等の全介護（要介護5，4）		10	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）		8	
			上記以外の程度		4	
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷，その他の災害復旧のため保育をすることができない場合			10	当該期間
6	求職	日中求職活動のため，外出することを常態としている			2	3か月以内
7	就学等	就学・技能習得のため通学し，保育をすることができない場合			就労時間に準ずる	当該期間
8	虐待等	虐待やＤＶのおそれがあること			10	最長就学前までの，保育を必要とする期
9	その他，市町村が定める事由（死亡，離別，行方不明，拘禁等）				10	

【調整指数表】

分　類	No.	条　　件	指数
福祉的配慮	1	虐待やＤＶのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がいを有する場合	3
	4	保護者が重度の障がいで，特に身体的，能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により一度退所し，育児休暇明けに，保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している （希望順位が第１希望の場合は更に＋1）	4 (＋1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など２人以上の同時申込みの場合 （多胎児の場合は更に＋１）	2 (＋1)
	11	転居による転園 転入による入所希望（転入元で認可保育施設在園児に限る）	1
子育て支援・少子化対策の配慮	12	特定職種への配慮（保育等への従事者）	4
	13	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	14	出産・育児するために離職して，一度退所したが，就労に伴い，出産後一年以内に同じ保育所を希望	3
	15	第３子以降の児童の申込みの場合	1
	16	親族等の協力者なし	1
減点	17	保育料未納者(未納が６か月以上あり，かつ，納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

【指数の合計が同点の場合の優先順位】

第１段階	調整指数において 「福祉的配慮＞養育環境の配慮＞子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する （マイナス調整は除く）　※同点の場合「同枠」の最高点以下，順に優先する。
第２段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等＞不存在 ＞疾病・障がい ＞就労＞親族の介護＞出産＞就学＞災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第３段階	待機期間の長い世帯を優先する
第４段階	児童数の多い世帯を優先する
第５段階	希望園順位が高い世帯 「第１希望＞第２希望＞第３希望＞第４希望以降順」に優先する
第６段階	世帯の市民税所得割額が低い世帯を優先する

※　指数表（基準・調整）及び優先順位は，社会環境の変化などにより見直す場合があります。

※　優先順位の第６段階において，税情報が確認できない方は優先度が低くなります。

１２　利用者負担額（保育料）について

（１）　利用者負担額（保育料）の金額

利用者負担額（保育料）の金額は，保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）や世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっており，「１３ 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）」（２２ページ参照）により決定いたします。

（２）　利用者負担額（保育料）の階層区分の決定

利用者負担額（保育料）の階層区分を決定するにあたっては，基本，父母それぞれの市町村民税所得割課税額を合算して算定します。ただし，父母の合計所得金額がそれぞれ４２万以下であって，同居の祖父・祖母がいる場合には，同居の祖父又は祖母のうち，市町村民税所得割課税額のより高い人物を算定に含めます。

※　同居の祖父母と生計を別にしている世帯は，公共料金の明細書２種類２か月分の提出と，その内保護者負担がわかる領収証等の提出をもって，祖父母の算定が外れる場合がございます。提出後の適用となるため，遡りでの保育料の還付はございませんのでご了承ください。

※　利用者負担額（保育料）算定の根拠となる市町村民税について，住宅借入金等特別税額控除や寄附金控除など，調整控除以外の項目は減算されません。

【算定方法】　　市民税・県民税　納税・税額決定通知書（抜粋）

①普通徴収用

		課税標準額（千円）	市民税（円）	県民税（円）
所得割額	課税総所得金額			計算に使用しません
	所得割額計			
	調整控除額			
	配当控除額		計算に含めません	
	住宅借入金等特別税額控除額			
	寄附金税額控除額			
	外国税額控除額等			
	配当割・株等譲渡割控除額			
	差引所得割額			
均等割額				

②特別徴収用

税額	市民税	税額控除前所得割額	④	
		税額控除額	⑤	
		所得割額	⑥	計算に含めません
		均等割額	⑦	
	県民税	税額控除前所得割額	④	計算に使用しません
		税額控除額	⑤	
		所得割額	⑥	
		均等割額	⑦	
	特別徴収税額		⑧	

所得割額計－調整控除額の値を算定に使用します。

税額控除前所得割額－税額控除額（※調整控除額のみ）の値を算定に使用します。

（３）　利用者負担額（保育料）の算定の切り替え時期

利用者負担額（保育料）は，毎年９月から算定に用いる税額年度が切り替わります。令和６年４月分から８月分の保育料は令和５年度の市民税の所得割額で算定し，令和６年９月分からの保育料は，令和６年度の市民税の所得割額で算定します。このため，年度の途中で利用者負担額（保育料）が変更となる場合があります。また，世帯状況等の変更により，年度の途中より利用者負担額（保育料）が変更となる可能性があります。変更となった場合は，別途通知を送付いたします。

【保育施設利用月】

４月　５月　６月　７月　８月　９月　１０月　１１月　１２月　１月　２月　３月

前年度の市民税額に基づく保育料	当該年度の市民税額に基づく保育料

（7）　利用者負担額（保育料）の多子軽減について

① 同一世帯で２人以上の児童を養育している場合，市町村民税所得割課税額にかかわらず，第２子以降の保育料は無料になります。

※第１子の年齢上限は，１８歳に到達する年度までが対象となります。
ただし，大学生等については，２２歳に達する年度までが対象となります。
大学等に通っている方については，学生証（在学証明書）の写しをご提出ください。

※第１子が障害者手帳・療育手帳等を所有している場合，２０歳に達する年度までが対象となります。

② ひとり親世帯等のうち，市町村民税所得割税額７７，１０１円未満の場合，第１子の保育料は半額，第２子以降の保育料は第１子の年齢を問わず無料になります。

１３　利用者負担額（保育料）基準額表（月額）※０～２歳児

階層区分		世帯区分	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	—	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円
3		一般世帯		
4	市町村民税所得割非課税世帯	母子世帯等	5，000円	4，000円
5		一般世帯	6，000円	5，000円
6	市町村民税所得割課税額	母子世帯等	7，000円	6，000円
7	４８，６００円未満	一般世帯	8，000円	7，000円
8	市町村民税所得割課税額　７７，１００円未満		１３，０００円	１２，０００円
9	市町村民税所得割課税額　９７，０００円未満		１４，０００円	１３，０００円
１０	市町村民税所得割課税額　１０９，０００円未満		２０，０００円	１９，０００円
１１	市町村民税所得割課税額　１６９，０００円未満		２７，０００円	２６，０００円
１２	市町村民税所得割課税額　２１１，２００円未満		３７，０００円	３６，０００円
１３	市町村民税所得割課税額　３０１，０００円未満		４１，０００円	４０，０００円
１４	市町村民税所得割課税額　３４１，０００円未満		５４，０００円	５３，０００円
１５	市町村民税所得割課税額　３９７，０００円未満		５６，０００円	５５，０００円
１６	市町村民税所得割課税額　３９７，０００円以上		６７，０００円	６５，０００円

※　階層区分は，当該年度の４月１日の年齢で決定いたします。

（4） 利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料

⇒原則，保育課で税情報を確認させていただいておりますが，下記の場合には個別で対応をお願いする場合がございます。

◇ **未申告等の理由により税情報の確認ができず，保育課より税資料提出依頼の案内がきた方**

→税資料の提出が必要です。ご提出は保育課の窓口までお願いいたします。

- 令和６年４月から８月入所 …令和５年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。
- 令和６年９月以降に入所 …令和６年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。

税資料とは

例 1）市町村民税課税証明書
例 2）市民税・県民税特別徴収金額の決定・変更通知書 などです。

※ 市町村によって証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。
※ 配偶者の扶養等により，収入がない場合でも非課税証明書の提出が必要です。

税情報が確認できない場合の保育料について

☞ 本市において，**税情報が確認できない方に対して，資料が提出されるまでの間は，仮の保育料とさせていただきます。**（仮決定後，税資料をご提出いただいた場合，該当月にさかのぼって保育料を更正し，仮保育料との差額は追加納付又は還付となります。）

（5） 利用者負担額（保育料）の請求

- 保育所の利用者負担額（保育料）は市が請求いたします。
- 認定こども園と地域型保育事業の利用者負担額（保育料）は，施設から直接請求いたします。

（6） 利用者負担額（保育料）の納付

① 保育所入所者は，口座振替の手続きをお願いいたします。

	WEB からのお申込み	口座振替依頼書でのお申込み
申込方法	下記 QR コードから専用サイトにアクセスしてお申込みください。 ▲楽天銀行以外の銀行でお申込みを御希望の方はこちらから ▲楽天銀行でお申込みを御希望の方はこちらから	入所決定時に本市から送付される「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上，各金融機関にご提出ください。
口座振替の開始月	１０日までに WEB でお申込みされた場合は，当月分の引き落としから ※楽天銀行については，20 日までにお申込みされた場合，翌月分の引き落としからになります。	２０日までに金融機関に直接，口座振替のお申込みをされた場合は，翌月分の引き落としから
口座振替日	振替日（納付日）は毎月末日です。（ただし，月末が土・日・祝日・年末年始の場合は，金融機関の翌営業日） ※残高不足の場合は，再振替を行いませんので，市から送付する督促状で，指定期限までに現金にてお納めください。	

② 認定こども園や地域型保育事業入所者は，利用する施設にお支払いいただきます。
お支払い方法については，入所決定後，利用する施設からお知らせいたします。

14 幼児教育・保育の無償化について

子どもたちに質の高い幼児教育・保育の機会を保障するため，３ 歳児から ５ 歳児の子どもと，市町村民税非課税世帯の ０ 歳児から ２ 歳児の子どもの幼稚園や保育所等の保育料を無償化するものです。

※ 通園送迎費や食材料費，行事費など、実費で徴収される費用は無償化の対象外です。

（１） 施設型給付の幼稚園・保育所・認定こども園等

- ３歳児から５歳児までの子どもの保育料が無償となります。
- ０歳児から２歳児までの子どものうち，市町村民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。

（２） 私学助成幼稚園等

新１号認定を受けることで，保育料が月額上限 25,700 円まで（※）無償となります。

※ 国立大学付属幼稚園は 8,700 円まで

※ 特別支援学校幼稚部は 400 円まで

（３） 幼稚園等の預かり保育

- 保育を必要とする事由に該当し，保育の必要性の認定（新２号認定）を受けた場合，３歳児から５歳児は月額上限 11,300 円まで預かり保育の保育料が無償となります。
- 満 ３ 歳児については，市町村民税非課税世帯のうち，保育の必要性の認定（新３号認定）を受けた場合に，月額上限 16,300 円まで預かり保育の保育料が無償となります。

（４） 認可外保育施設等

- 保育を必要とする事由に該当し，保育の必要性の認定（新２号認定）を受けた場合に，３歳児から５歳児の子どもの利用料が月額上限 37,000 円まで無償となります。
- ０ 歳児から ２ 歳児の子どもについては，市町村民税非課税世帯のうち，保育の必要性の認定（新３号認定）を受けた場合に，利用料が月額上限 42,000 円まで無償となります。

★ <u>保育所・認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）について</u>

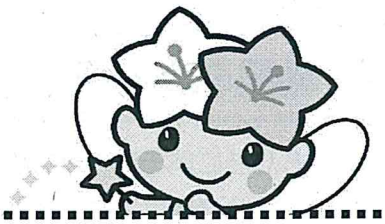
自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため，保育所・認定こども園を利用する保護者も，自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に，その費用を負担することが原則となりますので，無償化後も引き続き，保護者の皆様のご負担となります。

年収３６０万円未満相当世帯の子どもたちと，全ての世帯の第３子以降の子どもたちについては，副食費（おかず・おやつ等）の費用が減免となる場合があります。

その他，「保育を必要とする事由」や対象となる施設等，制度の詳細に関しましては，
市ホームページ　幼児教育・保育の無償化についてのページをご覧ください。

【ホームページ・幼児教育・保育の無償化】
https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kosodate/hoiku/1018637/index.html

15 よくある質問(Q&A)



要件についてのQ&A

Q：現在育児休業中ですが，教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？
A：育児休業中はご家庭で保育ができるため，原則申込みはできません。
ただし，入所を開始する時に育児休業を繰り上げて終了できる場合には申込みができます。
この場合は，就労証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q：現在求職中ですが，教育・保育施設等の入所の申込みはできますか？
A：申込みは可能です。ただし，求職中に入所が決まった場合，入所後３か月以内に就職することが条件となります。

施設見学についてのQ&A

Q：教育・保育施設等の見学はできますか？
A：できます。入所申込みの際には，事前の見学をお勧めしております。
・施設の方針や施設内の様子などを把握することができます。
・希望の施設を選ぶ際に様々な視点から検討することができます。
・入所後も安心してお子様を施設に預けることができます。
事前に教育・保育施設等に連絡し，日程を調整の上，見学してください。
（保育施設等の電話番号は３２～３７ページ参照）

入所申込みについてのQ&A

Q：申請の手続きで事前にしておくことはありますか？
A：ご希望の施設の見学，受入公表の確認，締切日の確認，提出書類の確認をしてください。

Q：就労証明書が期日までに間に合いません。受付できますか？
A：入所申込がすべてそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。

Q：認定こども園と保育所を同時に申込むことはできますか？
A：できます。入所申込書の希望園記入欄にあわせてご記入ください。

Q：先着順で入所が決まるのですか？
A：先着順ではありません。保育の必要性を客観的に審査し，指数の高い方から入所が決定します。

Q：希望順位は選考に影響しますか？
A：「第１希望のみだから有利」また，「第〇希望だから不利」ということはありません。通える範囲内の保育園等を通いたい順番で記入してください。指数の合計が同点だった場合のみ優先順位をつけます。（１９ページ参照）

Q：認定こども園（１号認定）の入所申込みはどこで行うことができますか？

A：認定こども園（１号認定）の申込みは，直接認定こども園にお問い合わせください。対象年齢は，満３歳～就学前となります。（電話番号は３５ページ参照）

Q：認定こども園に１号で通っていますが，２号に切り替えたい場合はどうしたらいいですか？

A：すでに在籍しているお子さまについては，各施設内での調整となります。在籍されている園にご相談ください。

Q：きょうだい同時に申込む場合，どのような選択があり，どのように調整されますか？

A：きょうだい条件は次の表のとおり，３つのパターンを選択することができます。

選択肢	調整方法
① 同時期に同じ保育施設等を希望 （同じ保育施設に，申込み児童すべての空きがなければ入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか，希望施設順に調整します。
② 同時期であれば別々の保育施設等でもよい （希望する施設に，申込み児童すべての空きがなければ入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で，さらに希望施設の中で同時期に別々でも入所できる希望施設を調整します。
③ ひとりでも先に入所させたい ※「優先児童」又は「どちらでもよい」が希望できます。（優先児童を決めた場合は，そのほかの児童に空きがあっても，入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で，さらに優先児童を対象に１人でも入所できる希望施設を調整します。 ※ひとり入所後については，希望に沿って翌月の利用調整を行います。 また，翌月から調整指数No.9を加えて利用調整します。（１９ページ参照）

Q：申込みをした後に，希望施設の変更はできますか？

A：希望施設の変更は，保育課窓口にお越し頂くか，お電話でもお受けします。その際には，申込受付期間内に直接保育課にご連絡ください。（連絡先：028-632-2393・2394）

Q：入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A：入所できなかった場合，引き続き利用調整していきますので，申込書の再提出の必要はありません。家庭状況や就労状況等に変更があった場合は保育課までご連絡ください。状況を確認のうえ，改めて提出していただく書類がある場合にはご案内いたします。
なお，１１月１日時点で入所が保留となっているお子さまを対象に，翌年度の入所の意思を確認するための通知を１１月中に送付いたしますので，必ず内容をご確認ください。
通知の内容について，ご不明な点があった場合は，保育課までご連絡ください。
※求職活動中や，妊娠・出産等の期間限定の要件でお申込みをされた方に関しましては，期間が終了する月の翌月の入所の意思を確認するための通知を認定期間が終了する月の前月の下旬に送付いたしますので，必ず内容をご確認ください。

Q：申込みをした後に保護者の状況が変わった場合，内定取消になりますか？
（例）申込み時に就労していた勤務先を退職した　等）

A：各入所月の申込み締切日の状態をもとに指数を算定し，利用調整を行っているため，内定取消になります。ただし，一定の条件を満たせば，内定取消とならない場合もありますので，保育課にご確認ください。

Q：入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？　今後の選考で不利になりますか？

A：内定辞退された方へのペナルティはありませんが，内定辞退がありますと，施設での受け入れ態勢に影響があるほか，本来内定の出来た方が内定できない等の場合もありますので，慎重な保育園選びにご協力いただきますようお願いいたします。また，内定辞退をした方には保留通知が出ません。

Q：子どもに障がいがあります。入園できますか？

A：集団保育が可能であることが条件になりますので，必ず主治医にご確認ください。
また，障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方は写しを申込み時にご提出ください。
なお，認可保育施設の設備・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子さまの状況について，ご希望の施設にもご相談ください。
お申込みの際は面接が必要になりますので，事前に保育課にご連絡ください。
認可保育施設の受け入れ態勢が整わず，入園ができない場合があります。
また，医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては，受け入れ準備に時間を要するため，お早めにご相談ください。申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます。

Q：保育園ごとの入園できた世帯の指数を教えてもらえますか？

A：入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため，公表していません。
また，お申込みされる方の状況は毎年異なるため，入園できた世帯の指数は，保育園ごと，年齢ごとで大きく異なります。
※たとえ指数が高くても，空きがなければ内定できませんし，逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定できるというように，他の方との比較で内定できるかどうか決まるもので，指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

教育・保育施設等の受入れについてのＱ＆Ａ

Ｑ：「教育・保育施設等受入れ状況一覧」を参考に希望施設を検討しようと考えていますが，子どもは何歳クラスなのか把握の仕方が難しいです。教えて下さい。

Ａ：クラス年齢の考え方は，毎年度４月１日時点の年齢になります。
詳しくは次の表をご覧ください。

【令和６年度年齢別クラス】

クラス	生　年　月　日	
	和　　暦	西　　暦
０歳児	令和　５年４月２日～.	2023.4.2～
１歳児	令和　４年４月２日～令和　５年４月１日	2022.4.2～2023.4.1
２歳児	令和　３年４月２日～令和　４年４月１日	2021.4.2～2022.4.1
３歳児	令和　２年４月２日～令和　３年４月１日	2020.4.2～2021.4.1
４歳児	平成３１年４月２日～令和　２年４月１日	2019.4.2～2020.4.1
５歳児	平成３０年４月２日～平成３１年４月１日	2018.4.2～2019.4.1

また，毎月２５日に翌々月の受入れ状況（毎月２５日時点の参考）を宇都宮市のホームページに掲載していますので，ご確認ください。

※受入れ状況は公表時点での目安であり，保育士の配置や保育施設等の状況によって変動することがあります。

Ｑ：受け入れ状況が「×」の施設には申し込みできませんか？

Ａ：申込みできます。急な退園などにより空きが生じることもありますので，あくまでも参考としてご覧ください。

利用者負担額（保育料）についてのＱ＆Ａ

Ｑ：利用者負担額（保育料）はどのように決まりますか？

Ａ：利用者負担額（保育料）は，原則，父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。また，８月以前は前年度分，９月以降は当該年度分の市民税額により切り替わるため，課税額によっては金額が変更となります。（詳しくは２０～２２ページ参照）

Ｑ：ひとり親家庭の利用者負担額（保育料）は無料ですか？

Ａ：利用者負担額（保育料）は市民税所得割課税額を基に決定しますので，無料とは限りません。（詳しくは２０～２２ページ参照）

Ｑ：利用者負担額（保育料）は認定区分ごとに設定されていますが，年度途中で３号認定から２号認定に切り替わる場合，利用者負担額（保育料）は無償（無料）となるのでしょうか？

Ａ：満３歳に到達した年度途中に認定区分が変更となっても，利用者負担額（保育料）が年度末まで発生します。

Q：今年度中に３歳になる子どもがいます。３歳になってから保育施設等に入所した場合の利用者負担額（保育料）は，無償（無料）となりますか？

A：利用者負担額（保育料）については当該年度４月１日現在の年齢が適用されるため，年度末まで利用者負担額（保育料）が発生します。

Q：祖父母と同居している場合は，祖父母も保育料の算定対象になりますか？

A：父母の合計所得金額が４２万円以下であって，同居の祖父母がいる場合には，祖父または祖母のうち，どちらかの市町村民税の所得割課税額の高い人物を算定に含めます。 ただし，父母のみで生計を維持していることが認められれば，祖父母は保育料算定対象になりません。

利用時間と保育料についてのＱ＆Ａ

Q：保育標準時間（最長１１時間利用）の認定を受けた場合，子どもを預け始めた時間から最長で１１時間は追加料金がかからずに，子どもを預けることができますか？

A：保育標準時間認定の最大１１時間とは，各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。この時間帯の範囲内であれば追加料金なしでお子さまを預けることができます。どの時間からでも追加料金なしで最長１１時間お子さまを預けることができるということではありません。（各保育施設等の設定時間は３２～３７ページを参照してください。） また，利用できる時間は，通勤時間を考慮した上で保護者の状況等に応じ，最長１１時間の範囲内で，保育が必要な時間となります。

Q：施設が定めた通常保育の時間帯を超えて，子どもを預けることはできるのでしょうか。また，その時間を超えた場合，保育料はどのようになるのでしょうか？

A：施設が定めた通常保育時間を超え，お子さまを預ける場合は延長保育のご利用になります。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）
その場合，延長保育料を別途負担していただく必要があります。

併願申請についてのＱ＆Ａ

Q：現在，共働き家庭であり，子どもを認定こども園（１号）又は幼稚園に入園させるか，教育・保育施設等（２号）に入所させるか迷っているため併願したい場合，どのような手続きが必要ですか？

A：認定こども園（１号）又は幼稚園と教育・保育施設等（２号）の両方の利用申込み手続きと併せて，支給認定は２号認定（お子さまが満３歳以上で，教育と併せて保育を希望。）を受けてください。認定こども園（１号）又は幼稚園のお申込みは，直接，認定こども園又は幼稚園にお願いします。

市内から市外の教育・保育施設等を希望する場合についてのＱ＆Ａ

Ｑ：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用するにはどうしたらいいですか？

Ａ：宇都宮市以外の教育・保育施設等を利用する場合，保護者の申請により，本市の支給認定（保育の必要性の認定）を受けた上で，宇都宮市保育課の窓口で申込みをお願いします。申し込みは，ご希望される施設のある市区町村の締切日の約１週間前までにお願いします。

なお，市区町村によって，締切日や必要な書類が異なりますので，ご希望の教育・保育施設等のある市区町村に事前にご確認ください。（詳しくは１６ページ参照）

市外から市内の教育・保育施設等を希望する場合についてのＱ＆Ａ

Ｑ：現在，宇都宮市外に在住で，宇都宮市内の教育・保育施設等を希望できますか？

Ａ：市外から宇都宮市内の教育・保育施設等を希望するには下記のいずれかに該当していることが必要となります。

- 宇都宮市に転入予定
- 保護者の勤務先が宇都宮市内
- 里帰り出産
- 宇都宮市内が通勤経路

その他，特別な事情がある場合については，保育課へご相談ください。

お申込みは，現在お住まいの市区町村の窓口にご相談のうえ手続きしてください。（広域の取扱いを実施していない市区町村もございます。）

なお，宇都宮市内に転入予定の場合については，宇都宮市保育課の窓口での申込みも可能です。ただし，郵送での申込はできません。（詳しくは１７ページ参照）

地域型保育事業に入所した場合，３歳児以降の取扱いについてのＱ＆Ａ

Ｑ：地域型保育事業に入所した場合，子どもが３歳になったらどうすればいいですか？

Ａ：０歳児～２歳児を対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業，事業所内保育事業（地域枠）等には，卒園後のお子さまの預け先として，「連携施設」（認定こども園や保育所，幼稚園）を設定することとしており，連携施設において継続した利用を可能としております。

ただし，連携施設以外を希望される場合は，新年度のお申し込みを期限内に行う必要があります。その際は，地域型保育事業の卒園児は，利用調整において，優先されます。

（詳しくは１９ページ参照）

Ｑ：育児休業中に子どもが地域型保育事業を卒園する場合はどうなりますか？

Ａ：卒園後，連携施設を希望される場合に限り，継続した利用を可能としております。

連携施設以外を希望される場合は，５月までに職場復帰される方に限り，新年度のお申込みを期限内に行ってください。地域型保育事業の卒園児として優先されるほか，併せて育児休業からの復職としても優先されます。（詳しくは１９ページ参照）

保育士についてのＱ＆Ａ

Ｑ：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士は利用調整で優先されますか？

Ａ：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士等は，お住まいが宇都宮市内・市外にかかわらず，利用調整において，優先されます。（詳しくは１９ページ参照）

16　入所後のお手続き

（1）　転園を希望する場合

教育・保育施設等に入所後，引越し等を理由に，他の施設への転園を希望する場合，在園中の施設から「**保育施設等変更申請書**」を受け取り，必要事項を記入の上，「**保育の必要性の確認書類**」及び「**健康状況申告書**」と合わせて，申込受付期間内に市に届くように在園中の施設にご提出ください。転園申請の申込受付期間は，新規申請と同様です。６ページの申込受付期間をご確認ください。転園申請は，新規申請と同様に基準指数に基づき，利用調整を行います。転園が内定した場合，内定先の園から電話連絡後，本市からの結果通知を発送いたします。入所が決まらない場合は，現在の保育施設等に在園のまま，翌月以降も調整対象として，引き続き調整していきます。なお，育休継続入所（３１ページ参照）中の転園希望はできないほか，転園の内定後は内定園をキャンセルしても，利用調整の状況により在園中の施設に戻ることが出来ない場合があります。

（2）　退所する場合

家庭保育可能や転出等を理由に，在園の施設を退所する場合は，在園中の施設から「退所届」を受け取り，必要事項をご記入の上，速やかに在園中の施設又は保育課にご提出ください。

（3）　世帯に変更があった場合

転居，出生等，世帯に変更がありましたら，在園中の施設から「変更届」を受け取り，必要事項を記入の上，速やかに在園中の施設にご提出ください。

＜婚姻又はパートナーとの同居をする場合の提出書類＞

① 変更届
② 新たな保護者の，保育を必要とする状況の確認書類（就労証明書等）
※詳しくは８ページの「保育を必要とする要件と書類等について」を参照してください。
③ 新たな保護者の，利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料
※詳しくは２１ページの「１２（４）利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料」を参照してください。

（4）　認定区分が変更になった場合

✧ 保育を必要とする要件が変更になった場合，認定に必要な書類（８ページ参照）を速やかに在園中の施設にご提出ください。

（例　第２子以降妊娠した場合，母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し）

✧ 求職活動，育児休業中の継続利用，就労・就学が月１２０時間未満等の場合，認定時間が短時間に変更になりますので，施設で設定されている時間をご確認ください。

✧ 認定時間が「短時間」の世帯で，利用施設の設定時間を超えた時間での利用となる場合，「支給認定区分変更申請書」をご提出いただければ，認定を変更することも可能です。

（例　短時間の設定時間内にお迎えが間に合わない場合等）

【注意】変更を希望する月の前月２０日までが保育課への提出期限となっております。
提出先は在園中の施設になりますので，余裕をもってご提出ください。
期限を過ぎて提出があったものについては，翌々月からの変更となります。

（5）　現況届の提出について

２号・３号認定を受けた方は，毎年１月頃に保護者の保育を必要とする要件の確認と，その年の利用者負担額を算定するために「現況届」の提出が必要です。

必要書類は，在園中の施設より配付されますので，期日までに必要書類をご提出ください。

（6）　長期欠席の取扱いについて

原則として，1か月以上登園しない月がある場合，退所となります。

（例）8月15日から欠席し，9月30日から登園・・・○

8月15日から欠席し，10月1日から登園・・・×

（7）　育児休業開始前に既に教育・保育施設等に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

クラス	取扱い
全クラス共通	既に保育所に入所していた児童については，下の子が満1歳になる月まで入所を継続することができます。
3～5歳児	下の子が満1歳になった後も，引き続き育児休業を取得する場合，家庭状況及び児童福祉の観点から必要な場合は，その年度内で継続することができます。 →　次年度に小学校就学を控えている場合 （例）下の子が満1歳になった時点で，5歳児クラスに在籍している →　児童の発達上，環境の変化が好ましくない場合 （例）発達支援児保育を利用している

※　妊娠・出産要件で入所した場合，育児休業での継続入所はできません。

※　下の子が満1歳になる月に復職される方が対象となります。

また，下の子が満1歳になる月の翌月以降も育児休業を取得する場合には，妊娠・出産要件の満了をもって退所となりますのでご注意ください。

（例）4月に出産し，翌年4月まで育児休業・・・○

4月に出産し，翌年5月まで育児休業・・・×

※　法令上の育児休業に限らず，法人独自の就業規則等に基づいた休業や，自営業の方の育児に伴う休業も対象になります。

※　宇都宮市外の保育施設に入所されている方は，上記の取扱いと異なる場合があります。

※　下の子の保育施設の申込があり，内定しなかった場合上の子の育児休業の認定を継続できる場合があります

【提出書類】

出生前　出産予定月の確認ができるもの

（『新生児の母子健康手帳の表紙』及び

『出産予定日が確認できるページの写し』又は『妊婦健康診査受診票の写し』等）

⇒出産予定日より2か月前から「妊娠・出産要件」に切り替えができます。

出生後　育児休業中の保育継続申込書（在園中の施設から受け取ってください）

（8）　宇都宮市外へ転出する場合

宇都宮市民ではなくなった（転出した）月末で退所となりますので，在園中の施設から「退所届」を受け取り，必要事項をご記入の上，速やかに在園中の施設にご提出ください。

なお，現在入所中の施設を継続して入所希望される場合（広域入所）は，転出が決まり次第，在園中の施設及び宇都宮市保育課，転出先の市区町村へご相談ください。転出後の広域入所は，原則として年度内（3月末）までの利用となりますが，施設の状況等により，継続できない場合もありますので，ご了承ください。

17　教育・保育施設等一覧表（令和6年4月1日現在）

【　公立保育所　】生後6か月を経過した翌月からの入所希望可

		施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間
								短時間
	1	西部保育園	鶴田町970-1	647-4730	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
※1	2	大谷保育園	駒生町1792	652-0148	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
※1	3	泉が丘保育園	泉が丘6丁目8-12	661-2717	170	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
	4	石井保育園	石井町2989	661-5003	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
	5	竹林保育園	竹林町226	621-0057	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
	6	北雀宮保育園	若松原2丁目18-30	653-5185	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
※2	7	東浦保育園	東浦町4-12	658-6907	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
※1	8	なかよし保育園	白沢町396-2	671-1811	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
※1	9	ゆずのこ保育園	松田新田町483	674-2020	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00

※1　大谷，泉が丘，なかよし，ゆずのこ保育園については，将来的に民営化に向けて検討することとなっています。

※2　東浦保育園については，令和8年4月に民営化を行い，その後令和9年4月までに園舎の現地建替を行うこととなっています。
（民営化後も園舎の場所は変わりません。）

【　私立保育所　】生後2か月を経過した翌月からの入所希望可

		施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間
								短時間
	10	宇都宮保育園	本丸町15-10	634-6083	90	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00
								8:30～16:30
※3	11	宝木保育園	若草2丁目3-31	622-1233	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	12	ナーサリースクールとまつり	戸祭1丁目4-12	622-7552	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								9:00～17:00
	13	二葉幼児園	塙田3丁目5-16	622-5872	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								9:00～17:00
	14	住吉保育園	住吉町15-3	633-4668	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:00～16:00
	15	うめばやし保育園	南一の沢町1-40	634-9075	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	16	弥生保育園	弥生1丁目6-3	634-5653	90	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	17	徳次郎保育園	徳次郎町70-9	665-0051	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	18	オリーブ保育園	日の出2丁目8-23	634-5879	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	19	篠井保育園	下小池町464-20	669-2224	50	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								9:00～17:00
	20	平松保育園	平松本町779-22	661-1465	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	21	平松保育園の分園 ココロミ保育園　自然の森公園前	西刑部町1800-3	656-0066	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	22	みちおせ保育園	細谷町2565	624-6316	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	23	星花幼児園	駒生町1256	621-9342	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	24	御幸保育園	御幸町3	661-7460	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	25	江曽島保育園	江曽島町1164-3	645-3237	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								8:30～16:30
	26	つくし保育園	西川田町1057-17	658-2382	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
								9:00～17:00

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間
							短時間
27	バンビーニゆめ	元今泉1丁目8-5	633-1821	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
28	つるた保育園	鶴田町3361-22	637-1152	174	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00
							8:45～16:45
29	東峰保育園	東峰町3092-16	662-6638	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
30	陽西保育園	陽西町1-76	625-2106	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
31	しらゆり幼児園	砥上町813-1	648-0872	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
32	野沢保育園	宝木本町1466-4	665-4566	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
33	岩曽保育園	岩曽町1391-5	662-5376	100	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00
							8:30～16:30
34	東石井保育園	鐙山町977-1	667-1972	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
35	まつぼっくり保育園	下平出町2368-2	662-5367	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
36	けいほう保育園	峰1丁目12-5	635-1385	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
37	瑞穂野保育園	上桑島町1310-14	656-5452	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
38	すみれ保育園	双葉2丁目12-12	659-1773	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
39	バンビーニとよさと	関堀町52-2	624-3375	100	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00
							9:00～17:00
40	たんぽぽ保育園	中島町4-2	655-0256	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
41	清原保育園	野高谷町283-1	667-4498	70	0歳～5歳	7:00～19:00	8:00～19:00
							9:00～17:00
42	ミドリ保育園	氷室町1067-4	667-0577	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
43	ありんこ保育園	長岡町167-8	622-5231	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
44	こばと保育園	兵庫塚町２８２－１	612-4132	120	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
45	つばさ保育園	今宮2丁目19-8	658-1283	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
46	ひばり保育園	竹林町550-2	627-1316	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
47	第二ミドリ保育園	氷室町1053-3	670-5785	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
48	今泉保育園	中今泉3丁目16-37	636-6370	120	0歳～5歳	7:00～21:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
※4	49 住吉第二保育園	材木町1-16	610-9555	40	0歳～5歳	8:00～22:00	11:00～22:00
							11:00～19:00
50	希望保育園	下川俣町206-406	660-3600	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
51	ハートフルナーサリー	砥上町330-77	647-2201	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
52	小羊保育園	末広1丁目5-8	688-3288	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
53	星風会雀宮保育園ステラ	五代1丁目11-31	688-3450	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:00～16:00
54	宇都宮大学まなびの森保育園	平松本町891-3宇大構内	635-4152	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
55	宇都宮大学まなびの森保育園（分園）	峰1丁目31-10 寛永ハイツ1階	638-7185	30	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							9:00～17:00
56	あゆみ保育園	西原2丁目1-24	633-6401	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:00～16:00
57	あずま保育園	宿郷2丁目8-1	633-0920	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:30～16:30
58	ひまわり保育園	下岡本町3761-1	673-0082	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00
							8:00～16:00

		施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間	短時間
	59	さくら保育園	中岡本町2362-1	673-3500	100	0歳～5歳	7:10～19:10	7:10～18:10	8:30～16:30
	60	ゆりかご保育園	上田原町12	672-0278	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	61	ゆりかごきっずなーさりーすくーる	上田原町854-4	672-7722	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	62	ゆうゆう保育園	金田町759-1	674-8500	80	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	63	しらとり保育園	岩曽町1109	613-6333	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	64	グリーンナーサリー	西川田1丁目1543-1	666-5532	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	65	みなみ保育園	大和2丁目9-8	658-1660	165	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	66	あゆみ北保育園	上戸祭町452-11	612-5100	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	67	不動前保育園	下河原1丁目1-27	678-6191	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	68	あさひの保育園	平松本町327-3	614-4001	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	69	太陽と青空保育園	ゆいの杜6丁目11-15	667-3331	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	70	つながるほいくえん 釜井台	下岡本町4550-2	671-8811	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	71	上横田よつば保育園	台新田1丁目2-5	666-8383	110	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～15:00
	72	つながるほいくえん 御幸が原	御幸ヶ原町75	663-2166	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	73	西が岡保育園	細谷町545	611-3485	140	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	74	ひのおか保育園	竹林町664	622-0132	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
※3	75	ようとう保育園	陽東3丁目15-27	612-2461	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	76	ゆいの杜保育園	ゆいの杜3丁目1-8	680-5445	99	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	77	上横田よつば保育園分園みつば保育園	宮の内1丁目12-4	678-9883	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～15:00
	78	ひので保育園	東築瀬1丁目17-2	610-5533	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	79	希望保育園分園やまびこ保育園	横山町字後田336番地	612-2000	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	80	ゆいの杜保育園分園ゆいの杜テクノ保育園	ゆいの杜4丁目10番23	611-3907	25	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	81	あいせんの森保育園	道場宿町799-1	688-7191	110	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	82	ハートフルナーサリー分園ハーモニー	砥上町333-36	647-2201	9	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	83	上横田よつば保育園第二分園 すずらん保育園	台新田1丁目9-17	678-9580	50	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～15:00
	84	東部ひよこ保育園	上籠谷町1346-1	666-5515	120	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	85	となりのみなみ保育園	大和2丁目10-10	050- 8880-1990	50	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
	86	松原保育園	松原3丁目1-5	621-8600	90	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00	8:00～16:00

※3　宝木保育園及びようとう保育園は，休日保育（日曜，祝日，年末年始）実施園です（園に要登録）。

※4　住吉第二保育園は，夜間保育実施園のため保護者の終業時間が概ね午後6時以降でないと入所の対象になりません。

【　認定こども園　】生後2か月を経過した翌月から入所希望可

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員(2・3号)	年齢	開所時間	標準時間 / 短時間
87	認定しらゆりこども園	幼保連携	若草4丁目13-12	624-7440	105	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
88	認定こども園Hinooka Preschool 陽の丘幼稚園	幼稚園型	竹林町664	622-5117	50	2歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
89	さかえ認定こども園	幼保連携	兵庫塚3丁目8-13	666-5877	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
90	さくら認定こども園	幼保連携	戸祭台44	622-5137	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
91	認定すずめこども園	幼保連携	五代3丁目1-9	655-2220	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
92	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	保育所型	越戸町107	662-2141	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
93	風と緑の認定こども園	幼保連携	下栗町631-2	656-3323	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
94	認定こども園さくらが丘	幼保連携	陽東1丁目14-1	661-7055	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
95	認定みどりこども園	幼保連携	西原町3335-2	612-5625	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
96	みふみ認定こども園	幼保連携	富士見が丘4丁目25-13	624-8838	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
97	認定こども園駒生幼稚園	幼保連携	駒生町3360-36	622-9376	59	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 7:00～15:00
98	山王認定こども園	幼保連携	徳次郎町508-3	665-0143	40	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
99	八幡台認定こども園	幼保連携	八幡台14-21	625-3993	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
100	認定こども園平出むつみ幼稚園	幼保連携	平出町22-1	661-8810	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
101	認定こども園まこと幼稚園	幼稚園型	砥上町330-71	648-2757	90	2歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
102	認定こども園あつみ幼稚園	幼保連携	幕田町749-3	658-0171	55	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
103	認定こども園さくらんぼ幼稚園	幼保連携	松原2丁目7-42	622-8972	99	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
104	ひじり認定こども園	幼保連携	下反町町304	654-1323	72	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
105	認定こども園釜井台幼稚園	幼保連携	下岡本町4548-4	673-0238	105	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
106	認定こども園清愛幼稚園	幼保連携	西3丁目5-11	636-1588	25	1歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
107	認定こども園伊東文化幼稚園	幼保連携	下砥上町1398-1	689-8900	102	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
108	松ヶ峰幼稚園認定こども園	幼稚園型	松が峰1丁目1-5	634-7021	30	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
109	認定こども園聖幼稚園	幼保連携	末広1丁目2-8	653-0336	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
110	認定こども園陽南幼稚園	幼保連携	江曽島町1258-6	658-6708	95	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
111	認定こども園愛隣幼稚園	幼稚園型	桜2丁目3-27	622-3853	10	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:00～16:00
112	認定こども園陽南第二幼稚園	幼稚園型	江曽島町1163-5	658-8886	45	3歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
113	認定こども園静和幼稚園	幼保連携	簗瀬1丁目4-3	633-2519	71	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
114	ほうとく認定こども園	幼保連携	上戸祭町3130-5	665-1322	104	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
115	認定こども園マリア幼稚園	幼稚園型	上籠谷町3776	667-4122	30	3歳～5歳	7:30～19:00	7:30～18:30 8:00～16:00
116	認定こども園恵光幼稚園	幼稚園型	下栗町2254	656-2492	45	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
117	認定こども園中鶴田幼稚園	幼稚園型	鶴田町1313	648-2326	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00

【　地域型保育事業　】生後2か月を経過した翌月から入所希望可

◆家庭的保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 / 短時間
118	あかばね家庭的保育所	石井町	689-0383	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
119	見目家庭的保育所	塙田2丁目	622-1160	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
120	おのでら家庭的保育所	宝木町1丁目	643-4155	3	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:00～16:00
121	戸井田家庭的保育所	宝木町2丁目	080-5012-1159	3	0歳～2歳	7:30～18:00	7:30～18:00 8:00～16:00
122	加藤家庭的保育所	インターパーク2丁目	678-2282	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
123	近藤家庭的保育所	宝木町2丁目	652-1294	5	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30
124	たかはし家庭的保育所	上欠町	648-7852	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
125	やまざき家庭的保育所	陽南2丁目	090-7808-5343	5	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30

◆小規模保育事業

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 / 短時間
126	保育所どんぐり	A	今宮4丁目10-9	645-7611	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
127	地域型保育施設 インターパーク保育園	A	インターパーク3丁目11-6	688-0733	18	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
128	地域型保育施設 ママくまさんの託児室	A	石井町2991-7	683-7688	19	0歳～2歳	7:00～21:00	8:00～19:00 8:00～16:00
129	第四ミドリ保育園	A	氷室町1053-12	667-5558	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
130	こばと第二保育園	A	西川田南1丁目1-3	306-0451	18	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00
131	ひよこ保育園	A	宮原4丁目2-13	612-7017	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
132	きらら保育園宇都宮針ヶ谷	A	針ヶ谷町472-6 ヨークタウン針ヶ谷内	655-1015	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※5 133	クオーレ	B	宝木本町1456-4	652-7288	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
134	ニチイキッズ元今泉保育園	A	元今泉4丁目2-10	614-1501	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
135	ころぼっくるの森保育園	A	岩曽町1166-1	612-4411	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
136	しらとり第二保育園	A	今泉町35-1 マロニエハイツ陽北B棟	666-7361	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
137	リトル・ワンズ保育園	A	簗瀬町2502-5	637-0775	15	0歳～2歳	7:00～22:00	7:00～18:00 9:00～17:00
138	ココカラ上桑島	A	上桑島町1316-3	680-6083	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
139	さくらベビースクール	A	八幡台5-12	625-6556	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
140	きらら保育園宇都宮さくら	A	桜2丁目1－27	680-5540	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
141	やなぎだ保育園	A	柳田町554-1	683-1000	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
142	あい・あい保育園	A	宝木町1丁目40-3	621-6300	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
143	ほのぼの保育園	A	中岡本町3021-18	688-7444	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
144	とちの葉保育園	A	若松原2丁目13-15	612-8853	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
145	ひまわりソレイユ保育園	A	江曽島2丁目10-15	680-6080	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
146	ナーサリーにここ	A	砥上町54-1	647-1125	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00

		施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	147	小規模保育べたぺた	A	鶴田町1321-1	680-5433	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	148	ようさいリトル	A	陽西町1-72	678-5211	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	149	御幸すだち保育園	A	東町306-84	680-5953	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	150	ゆめキララ。保育園ゆいの杜	A	ゆいの杜7丁目8-5	680-4013	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	151	太陽と虹空保育園	A	ゆいの杜6丁目11-11	678-6316	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	152	ひばり第二保育園	A	中今泉3丁目28-1	612-5788	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	153	北綜警保育センターまもるーむ不動前	A	不動前1丁目3-17 あんしんかんカルチャーセンター1階	614-1188	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	154	クローバ保育園	A	西原3丁目2-12	601-8702	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	155	陽南わかば保育園	A	江曽島町1258-6	612-5121	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	156	やいた保育園	A	屋板町字赤沢538-2	616-8815	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	157	ひのおか森のナーサリー	A	竹林町804-2	680-5062	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	158	ゆめキララ。保育園ひらいで	A	平出工業団地30-18	612-5400	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※6	159	駅ひがし保育園	A	東宿郷2丁目18-2 サンライズ宇都宮1階	678-8566	19	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	160	ココカラ雀宮	A	雀宮町414-1	666-8351	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	161	サンライズキッズ保育園宇都宮園	A	東浦町21-69	050-5807-2418	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※7	162	しもぐり保育園	A	下栗町2287-6	666-7460	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	163	そらまめ保育園	A	下栗町731-1	612-6216	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※5　障がい児優先入所枠があります。
※6　送迎保育ステーション（送迎保育ステーション「未来」）併設。
※7　しもぐり保育園は，休日保育（日曜，祝日，年末年始）実施園です（園に要登録）。

◆事業所内保育事業

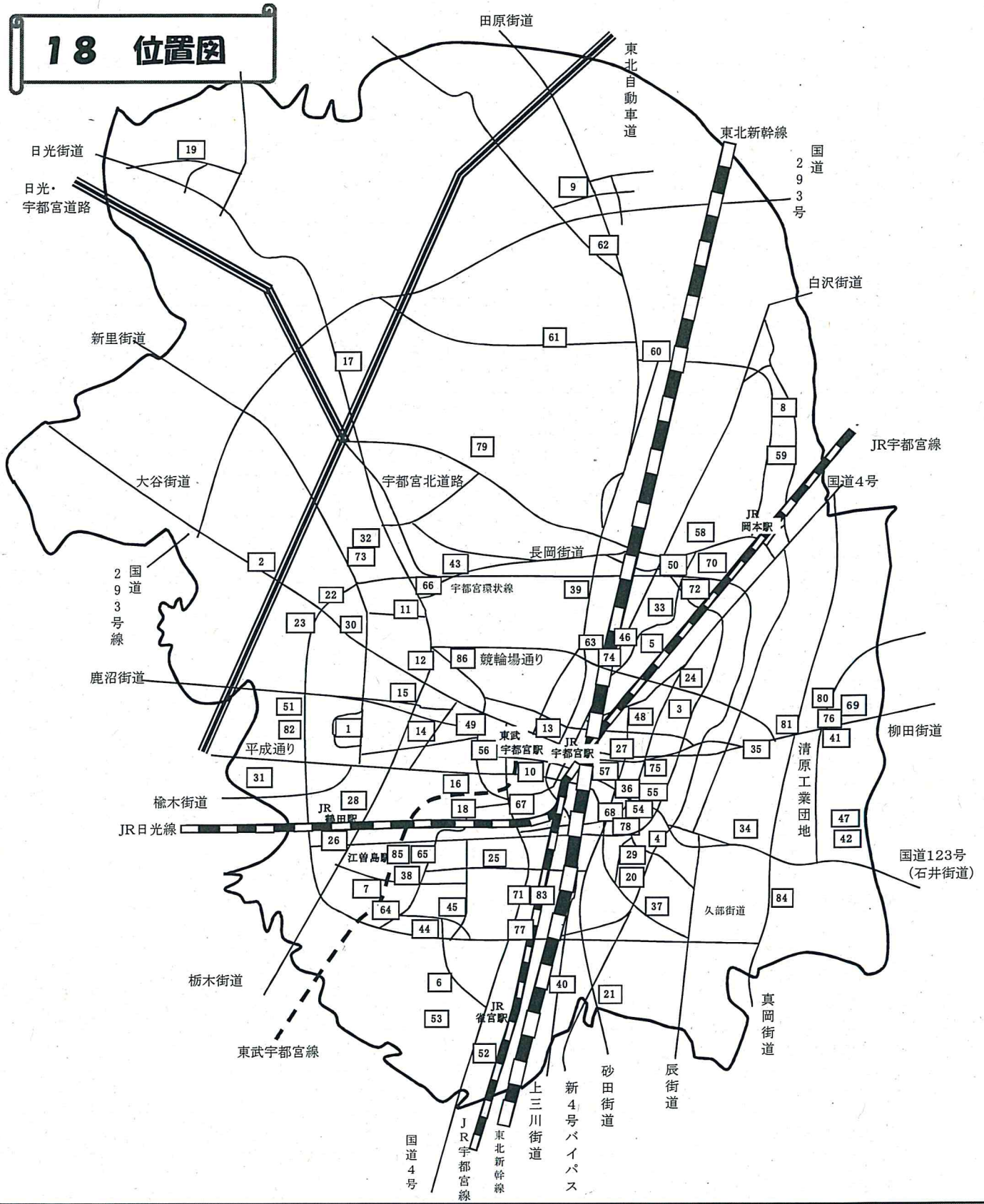
	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
164	地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園	竹林町941-3	678-9300	20	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
165	北綜警託児センター 「まもるーむ」	不動前1丁目3-14	635-1212	10	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
166	このみ保育園	平出町435	680-5306	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
167	みらいの森保育園	雀の宮6丁目5-5	689-9738	10	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
168	とちのみ保育園	中戸祭1丁目10-37	622-5241	12	0歳～2歳	7:30～20:00	7:30～18:30 8:00～16:00

◆居宅訪問型保育事業

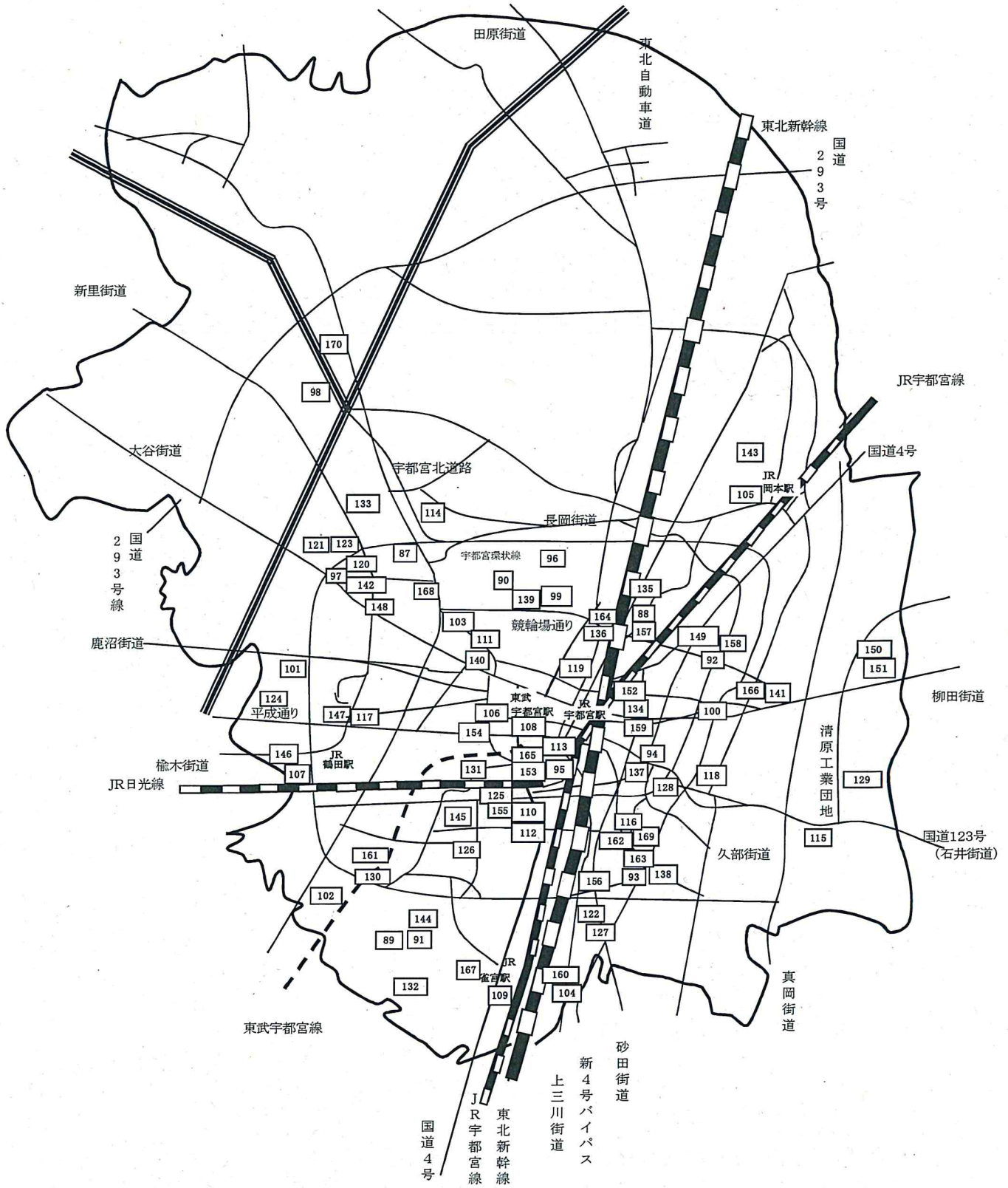
		施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	169	平松保育園居宅訪問保育	平松本町779-22	661-1465	1	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 要相談
※8	170	うりずん居宅訪問型保育 「かなさん」	徳次郎町365-1	601-7733	1	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※8　令和3年4月1日から休止中です（再開時期未定）。

18 位置図



公立保育所		私立保育所																			
1	西部保育園	10	宇都宮保育園	22	みちおせ保育園	35	まつぼっくり保育園	48	今泉保育園	59	さくら保育園	71	上横田よつば保育園	81	あいせんの森保育園						
2	大谷保育園	11	宝木保育園	23	星花幼児園	36	けいほう保育園	49	住吉第二保育園	60	ゆりかご保育園	72	つながるほいくえん御幸が原	82	ハートフルナーサリー分園ハーモニー						
3	泉が丘保育園	12	ナーサリースクールとまつり	24	御幸保育園	37	瑞穂野保育園	50	希望保育園	61	ゆりかごきっずなーさりーすくーる	73	西が岡保育園								
4	石井保育園	13	二葉幼児園	25	江曽島保育園	38	すみれ保育園	51	ハートフルナーサリー			74	ひのおか保育園	83	上横田よつば保育園第二分園すずらん保育園						
5	竹林保育園	14	住吉保育園	26	つくし保育園	39	バンビーニとよさと	52	小羊保育園	62	ゆうゆう保育園	75	ようとう保育園								
6	北雀宮保育園	15	うめばやし保育園	27	バンビーニゆめ	40	たんぽぽ保育園	53	星風会雀宮保育園ステラ	63	しらとり保育園	76	ゆいの杜保育園	84	東部ひよこ保育園						
7	東浦保育園	16	弥生保育園	28	つるた保育園	41	清原保育園	54	宇都宮大学まなびの森保育園	64	グリーンナーサリー	77	上横田よつば保育園分園みつば保育園	85	となりのみなみ保育園						
8	なかよし保育園	17	徳次郎保育園	29	東峰保育園	42	ミドリ保育園			65	みなみ保育園			86	松原保育園						
9	ゆずのこ保育園	18	オリーブ保育園	30	陽西保育園	43	ありんこ保育園	55	宇都宮大学まなびの森保育園(分園)	66	あゆみ北保育園	78	ひので保育園								
		19	篠井保育園	31	しらゆり幼児園	44	こばと保育園			67	不動前保育園	79	希望保育園分園やまびこ保育園								
		20	平松保育園	32	野沢保育園	45	つばさ保育園	56	あゆみ保育園	68	あさひの保育園										
		21	平松保育園の分園ココロミ保育園自然の森公園前	33	岩曽保育園	46	ひばり保育園	57	あずま保育園	69	太陽と青空保育園	80	ゆいの杜保育園分園ゆいの杜テクノ保育園								
				34	東石井保育園	47	第二ミドリ保育園	58	ひまわり保育園	70	つながるほいくえん釜井台										



認定こども園			
87	認定しらゆりこども園	102	認定こども園あつみ幼稚園
88	認定こども園 Hinooka Preschool 陽の丘幼稚園	103	認定こども園さくらんぼ幼稚園
		104	ひじり認定こども園
89	さかえ認定こども園	105	認定こども園釜井台幼稚園
90	さくら認定こども園	106	認定こども園清愛幼稚園
91	認定すずめこども園	107	認定こども園伊東文化幼稚園
92	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	108	松ヶ峰幼稚園認定こども園
		109	認定こども園聖幼稚園
93	風と緑の認定こども園	110	認定こども園陽南幼稚園
94	認定こども園さくらが丘	111	認定こども園愛隣幼稚園
95	認定みどりこども園	112	認定こども園陽南第二幼稚園
96	みふみ認定こども園	113	認定こども園静和幼稚園
97	認定こども園駒生幼稚園	114	ほうとく認定こども園
98	山王認定こども園	115	認定こども園マリア幼稚園
99	八幡台認定こども園	116	認定こども園恵光幼稚園
100	認定こども園平出むつみ幼稚園	117	認定こども園中鶴田幼稚園
101	認定こども園まこと幼稚園		

地域型保育事業			
118	あかばね家庭的保育所	133	クオーレ
119	見目家庭的保育所	134	ニチイキッズ元今泉保育園
120	おのでら家庭的保育所	135	ころぼっくるの森保育園
121	戸井田家庭的保育所	136	しらとり第二保育園
122	加藤家庭的保育所	137	リトル・ワンズ保育園
123	近藤家庭的保育所	138	ココカラ上桑島
124	たかはし家庭的保育所	139	さくらベビースクール
125	やまざき家庭的保育所	140	きらら保育園宇都宮さくら
126	保育所どんぐり	141	やなぎた保育園
127	地域型保育施設 インターパーク保育園	142	あい・あい保育園
		143	ほのぼの保育園
128	地域型保育施設 ママくまさんの託児室	144	とちの葉保育園
		145	ひまわりソレイユ保育園
129	第四ミドリ保育園	146	ナーサリーにここ
130	こばと第二保育園	147	小規模保育ぺたぺた
131	ひよこ保育園	148	ようさいリトル
132	きらら保育園宇都宮針ヶ谷	149	御幸すだち保育園
150	ゆめキララ。保育園ゆいの杜	164	地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園
151	太陽と虹空保育園	165	北綜警託児センター「まもるーむ」
152	ひばり第二保育園	166	このみ保育園
153	北綜警保育センター まもるーむ不動前	167	みらいの森保育園
154	クローバ保育園	168	とちのみ保育園
155	陽南わかば保育園	169	平松保育園居宅訪問保育
156	やいた保育園	170	うりずん居宅訪問型保育「かなさん」
157	ひのおか森のナーサリー		
158	ゆめキララ。保育園ひらいで		
159	駅ひがし保育園		
160	ココカラ雀宮		
161	サンライズキッズ保育園 宇都宮園		
162	しもぐり保育園		
163	そらまめ保育園		

19　その他保育サービスのご案内

◇ 病児保育について

子育てと就労の両立を支援することを目的として，病気やけがのため，集団や家庭での保育ができない期間，お子さんを一時的にお預かりする事業です。

（1）　対象となる児童

次の全てにあてはまる児童が対象となります。

- 宇都宮市に在住する就学前の乳幼児および小学校就学児童
- 病気又は病気やけがの回復期にあるため，集団保育が困難であること
- 保護者の勤務の都合，傷病，事故，出産，冠婚葬祭などの理由により，家庭での保育が困難であること

（2）　実施施設

実施施設名	住所	電話番号	実施日・時間	送迎
済生会宇都宮病院病児保育施設 おはなほいくえん	宇都宮市竹林町 941-3	678-9600	月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00 〔第2土曜日 6月第2月曜日 は休園〕	○
福田こどもクリニック	宇都宮市下砥上町 1545-20	659-8850	月～金 8:30～18:00	
ひばり保育園	宇都宮市竹林町 550-2	627-1316	月～金 8:30～17:30	○
宇都宮東病院 どんぐり病児保育室	宇都宮市平出町 435	678-6788	月～金 8:30～17:30	○
ひばりクリニック 病児保育かいつぶり	宇都宮市徳次郎町 365-1	665-8897	月～金 8:30～18:00	○
インターパーク倉持呼吸器内科 ちびっこの保育園病児室	宇都宮市中島町 765-1	653-5969	毎日　8:30～18:00 （365 日対応）	

（3）　利用料金

- 生活保護世帯・市民税非課税世帯：日額０円
- その他の世帯：日額 2,500 円
- ひとり親家庭（※）：利用した際の負担額の半額が補助される制度があります。

※詳しい要件は子ども政策課 632-2386 にお問合せ下さい。

（4）　送迎対応（要登録）

保育園などでお子さんが体調不良になり，保護者が仕事などの都合で迎えに行くことができない場合，病児保育施設の看護師・保育士などが保護者の代わりに迎えに行き，病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け，保護者が迎えに来るまで病児保育施設で預かるサービスです。送迎対応が対象となるお子さんは，市内の保育園などに通っている就学前の児童です。利用するには事前に実施施設に登録が必要となります。

（5）　申込方法

事前に施設に電話予約をしてください。

ご利用の際には，「利用申請書」と利用可能であることを証明した「利用連絡票」を施設に提出してください。

◇ 休日保育について

休日（日曜・祝日・年末年始）に就労や病気等により，ご家庭でお子さんを保育できない場合に，保護者に代わって保育を行います。利用するには，事前に登録が必要です。

（1） 対象となる児童

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が就労，病気等により家庭において保育ができず，次に該当する児童が対象となります。

・宇都宮市に在住する０歳（生後２か月を経過）から就学前の児童であること
（しもぐり保育園は，小規模保育事業のため０歳（生後２か月を経過）から２歳児まで）
・原則，２号及び３号の支給認定を受けており，かつ保育園などに入所していること

（2） 実施園

実施園名	住　　所	電話番号	実施時間
宝木保育園	宇都宮市若草２丁目３－３１	622-1233	7:00～18:00
ようとう保育園	宇都宮市陽東３丁目１５－２７	612-2461	7:00～18:00
しもぐり保育園	宇都宮市下栗町２２８７－６	666-7460	9:00～17:00

（3） 利用料金

保育料に含まれます。（休日保育利用に係る料金は発生しません）。

（4） 利用までの手続き

利用を希望する保育園にご連絡いただき，登録するための面接日を決定します。
園から「休日保育登録申請書」「休日保育利用予定申請書」「健康調査表」を送られますので，ご記入の上母子健康手帳と併せて面接日にご持参ください。

利用されたい月の前月１日から２０日までにお申し込みください。利用可能人数を超えた場合は，ご利用できない場合がありますのでご注意ください。

その他実施負担分や持ち物等に関しましては各施設にお問合わせください。

◇病児保育・休日保育についてのお問い合わせは，各施設に直接お問い合わせください。

★入園までのスケジュールを立ててみましょう★

（　　月　　日）
希望の施設に電話をし
見学の予約をする

⇩

（　　月　　日）
希望の施設を見学する

⇩

（　　月　　日）
申込み受付期間の確認
提出書類の準備

⇩

（　　月　　日）
入所申込をする

内定した場合 ⇩

（　　月　　日）
内定園で面接
必要な用品の準備

⇩

❀入所・慣らし保育❀
（目安は２～４週間）

見学のポイント

- ☐ 保育園までの距離は通える範囲か
- ☐ 保育園の方針に共感できるか
- ☐ 保育士の雰囲気はどうか
- ☐ おむつは持ち込みか
  （紙おむつ　or　布おむつ）
- ☐ 布団やシーツは持参か
- ☐ 給食の内容（アレルギー対応できるか）
- ☐ 看護師はいるか
- ☐ 雑費・延長保育料金
- ☐ 慣らし保育のスケジュール
- ☐ 保護者会の有無と頻度
- ☐
- ☐
- ☐



問い合わせ先
〒320−8540　宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮市子ども部保育課入所・給付グループ（市役所本庁舎２階）
ＴＥＬ　028−632−2393・2394
ＦＡＸ　028−638−8941